

第五十五回国 参議院 商工委員会 會議録 第八号

昭和四十二年六月一日(木曜日) 午前十時四十八分開会

出席者は左のとおり。

- 委員長 鹿島 俊雄君
理事 井川 伊平君
柳田桃太郎君
阿部 竹松君
委員 重政 庸徳君
津島 文治君
宮崎 正雄君
横井 太郎君
小柳 勇君
竹田 現照君
椿 繁夫君
矢追 秀彦君
向井 長年君

- 國務大臣 國務 大臣 塚原 俊郎君
政府委員 公正取引委員会 委員 北島 武雄君
事務局側 常任委員会専門 員 小田橋貞寿君
説明員 農林省畜産局牛 乳乳製品課長 松本 作衛君
通商産業省企業 局次長 下山 佳雄君

本日の會議に付した案件
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鹿島俊雄君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
衆議院送付の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、先般提案理由の説明をすでに聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑のおありの方は順次御発言を願います。
○竹田現照君 それでは最初はこの改正案の本論についてちょっとお伺いいたします。

今度のこの改正案によりまして、定員が二十九名ふえて、高松の地方事務所一カ所がふえることになっていくわけですが、この二十九名と、それからこの部門を強化していきまか取が当面をいろいろの問題に対処しようとなさっていらっしゃるのか、この点を最初にお伺いしたいと思います。

○政府委員(北島武雄君) 本年度、定員が三百七名から三百三十六名に改正をお願い申し上げておりますが、その内訳をいたしましては、中央に十一名、それから地方の事務所十八名、あわせて二十九名、こういうことになってございまして、中央におきましては、これは経済部関係二名、取引部関係四名、審査部関係三名、官房が二名、計十一名でございます。地方事務所におきましては、新しくできます高松地方事務所七名、残余の十一名は各地方事務所二名または三名、場合によっては一名ずつ配置いたしました。地方事務所の人員の強化をはかったわけでございます。

○竹田現照君 地方に十八名とおっしゃいましたね。中央が十一名、凍結解除になったのがあるそりですね、これはどうなんですか。

○政府委員(北島武雄君) 予算の折衝の過程におきましては、一応人員増加三十三名、こういうふう

うに査定されましたわけですが、ただし、そのうち四名は凍結解除をもって充てるといふことで、法律上の定員といたしましては二十九名の増加、こういうことになってございまして、凍結解除分といたしましては、ただいま申し上げましたのはネット、純増の二十九名の内訳を申し上げたわけでございます。予算的には当初三十三名の増加、凍結解除に充てられるのが、経済部一名、取引部二名、審査部一名、計本局で四名でございますので、三十三名から四名引きますと、二十九名の純増、こういうことになるわけでございます。

○竹田現照君 ちょっと設置法の改正と同じような意味なものですから、内部の問題について若干こまかくなるとは思いますが、お聞きをいたしますが、ふえまして三百三十六名になります、そのうち、官房の総務、庶務、これで実に六十六名、全体の五分の一を占めているわけですが、これはたまたま取引部の景品サービスの問題であるとか、下請、あるいは取引等の問題だと思っておりますけれども、わずかに三百三十名ばかりのうちに約六分の一をこの本局の総務、庶務、この分掌規程によりまして、各省と同じような所掌事務になつていくと思えないのであります、こういうふうなことは、いまの公取のあり方としては、ちょっと私はおかしいのではないかと、むしろほかのほうに重点的に人員の配置をなさるべきではないか、そういうふうな思ひを申し上げます、どうなものでしょうか。

○政府委員(北島武雄君) これは一般的にはまことにございまして、御質問でございます、私どもできるだけ総合的な仕事をやるのは減らしまして、そうして実際の実務に当たるものをふやしたいわけでございますが、このうちでは庶務定員が四十名でございます。これは御承知のことと存

じますが、これにさらに二名入れて四十二名になるわけでございます。ただいま庁舎は第二大蔵ビルと申しまして、これは公正取引委員会が管理するようになつております。そういういたしますと、あの庁舎全体の管理を私どもが引き受けておられますので、守衛とか、そういうた用員関係の人員は、どうもある程度増さざるを得ないといふことで、やむを得ないじゃないかと存するわけでありまして、できるだけ御趣旨のようになり、そういうた総務、庶務というふうな人員は減らしてまいりたい、こう考えております。ただし、総務課は、これは全体の総合調整が非常に必要でございます。現在御承知のとおりでんやわんやの仕事をしていただいておりますので、総務課は全体の締めくくりをつける、それから各省庁との交渉もするといふことで、これはやはり現在の人員ではなかなか減らしにくいんじゃないかと考えております。しかし、お説のとおり、全体としてはこういってゼネラルアフエアーズの仕事はできるだけ最小限の人員でやりたい、こう考えております。

○竹田現照君 いま初めてお伺いいたしますが、いま庁舎の管理なんというものは公取のようにならずかしくない人員のところより、むしろほかの建設省とかその他のほうに引き取っていただいで、その部分をこつちのほうにふやすように委員長、ひとつ折衝をなさつたほうがいいと思ひます、そういうことはなされたことではないのですか。

○政府委員(北島武雄君) これは実は現在庁舎に入っております中では公正取引委員会が一番大きな組織でございますので、どうもおまえのところ、庁舎の管理をやれ、こう申されますといふ方ないわけでございます。

等でも御承知のように、たとえば牛乳の場合もそうですけれども、自由価格即値上げの形になってしまった。公取は独禁法違反の疑いで立ち入り検査をなさいましたけれども、結局はどうも値上げを避けられない情勢にあります。これは後ほど触れますが、森永あるいは明乳、雪印というような大手の企業がその独禁法違反になるような証拠を残す、こんなことはやっておらないと思いが、そういうようなことで、結局は公取が無効だ、そういうような気持ちで正直に抱えているという事は、これは事実問題としてやむを得ないと思いがすが、どうしても消費者を守るという立場から考えた場合、そういう業者に対抗する力を消費者に与えるために公取はもう少しそういうための環境づくり、こういうようなものを強力に進めていただく必要が私にはあるのではないかと、とりわけいまの段階で、そういう意味ではいろいろとお伺いをいたしました、こういう人員の配置を含めまして、いまの公取の陣容ではたして十分可能であるのかどうか、御見解を承りたいと思いが。

○政府委員(北島武雄君) ただいまお話がございましたように、公正取引委員会のなすべき仕事は実に広範囲にわたっております、これを全員わずか三百三十六人の人員と、しかも地方におきましては一地方事務所平均十名ちょっとの定員しかない、こういうことで私ども現在の独禁禁止法の運用が全くできるかどうかということにつきましては、率直に申し上げてもこの人員では足りない、こういうことを申し上げるほかはないのであります。こういうことで公正取引委員会もかねがね主張してまいりまして、まあどうやらこの数年間、物価対策等の関係から独禁禁止法の物価対策における地位が認められましたため、ございませう、多少なりともこの予算人員がふえてまいりました。ことに昭和四十一年度におきましては、定員三十名の増加、これはいままでもない増加でございませう、三十名の増加を獲得し、さらに引き続きまして四十二年度におきまして二十九名の定

員増、合わせて二年間で約六十名の定員増加ということに相なっておるわけでございます。これは私どもいろいろ申し述べたいこともたくさんあるわけですが、政府といたしましては行政機構の拡充はできるだけ押える、人員の増加はできるだけ押えるという事で、他の省庁についてはほとんど人員の増加は認められていないということを考えますと、当面この程度の人員でやっていくよりしかたがない、こういう感じでありませう。もちろんこれでは足りませぬので、年々ひとつ増加をはかってまいりたい、こう考えております。

○竹田現照君 毎年少しづつふえていますけれども、いまお話がいたしましたように、とりわけ物価問題に関連して国民の公取に寄せている期待が大きいだけに、ひとつ十分関係当局と折衝を進められて、期待にこたえるようにひとつ努力をしていただきたいと思います。そういう意味でそれにとらえるために消費者、いわゆる国民、こういうものの代表の意見というものをどんどん独禁法を運用する上に反映していく必要があるのではないかと。そのことによつて、たとえ定員その他の問題についても政府の考案を少し変えさせていくべきじゃないか。どうも会計検査院であるとか、公取であるとか、あまり行政にとつてはおもしろくないようなところへは人間をふやさない傾向がありまして、検査院も十何年来全然人員がかわっておりませぬ。公取は若干ふえておりますけれども、せいぜい三百三十六人程度で、そういう意味でひとつ消費者の代表の意見なりというものをもう少し反映をさせるようにやっていたらいいと思いが、それと私もしろろとでございませう、独禁法というのはいへんむずかしい、一体何を規定している法律なのかということが、正直に言つて経済憲法だとは言われているけれども、理解ができていない。それから公取は裁判所まがいのことがほとんどである。裁判所まがいでございませう、これがなかなかたいへん時間がかかる、結果的には効果がさっぱり出てこない。こういう

のかどうかです、委員長どなたにお考えになつていらつしやるか、御見解をひとつお聞かせいただきたいと思いが。

○政府委員(北島武雄君) 独禁禁止法は、御案内のように第一条にその目的が書いてございまして、究極において、一般消費者の利益を確保することが一つの大きな目的でございます。ことに、これから派生いたしました不当品類及び不当表示防止法は直接一般消費者の利益を擁護するということを目指してございませう。したがって、私どもは一般消費者の利益を確保することを把握しておかなければならぬことはもちろんでございます。そういう点におきまして、現在の陣容ではいかに足りないのでもございませう、それを補うものもいたしまして、消費者団体の声などはしつとちゅう伺うことにはいたしております。公取取引委員会自体におきましては消費者モニターの制度を採用いたしております、これが昨年度二百四十名でございませう、四十二年度はさらに六十名ふやまして三百名ということにいたしております。こういう消費者の方々の声を直接に承つて、もちろん中には独禁法の誤解からくるいろいろな私どもにも関係のないこともございませう、中には貴重な示唆もたくさんございませう、こういうものを常に一つの大きなやりとりといたしまして運営いたしているわけでございます。それにつきましてもよく思ひますのは、ただいまお話がありましたように、独禁禁止法といふことの非常なむずかしさであります。これは施行してちよと二十年たちましたが、まだなかなか理解されないうる面も多分あるわけでございます。こういう点のPRにつきましても私ども十分つとめてまいりたい。ことに私自身各方面からいろいろ話があります場合には、できるだけつとめてそういうPRのほうには出ていこう、こう思つております。それから地方の職員におきましても、こういうPRにつきましても、十分ひとつ地方のすみずみまでも浸透するように努力させ、こういうようにいたしております。また

地方におきましては、ことに地方公共団体との連絡が肝心でございます。こういう方面との連絡を密にいたしまして、直接一般消費者の声を伺うとともに、広く国民の各位に独禁法というものについて御理解をいただく、これが私どもの一つの大きな責任だと思つておるわけでございます。

○竹田現照君 率直にお伺いいたしますけれども、この公取というところは、強いところに弱く、弱いところに強いようです。たとえば、これは法律上いろいろな制約等もあるのでも、再販制度の問題もこれはむしろ消費者の側というよりはメーカーの側の力がほとんど強く、若干小売り業者の面も入っていると思つてございませう、むしろトップメーカーを中心として強力にこの再販制度を利用して、むしろ安定した利潤を確保しているほうが多いのではないかと。一面小売り業者も再販制度によつて助かっているというところも言われてはいますけれども、これはなぜかというところ、どうも長者番付なんというのを見ますと、薬屋だとか、あるいは化粧品だとか、これはかなり上位にランクされておる。これはいかに多くもつかつておるかということを示しておるわけです。あんなにたくさんもつかつておるわけば、もう少し行政指導その他で引き下げるようなことをなさる方法が公取としてはできないのかどうか、化粧品等、あるいは薬品もそうだけれども、再販制度のためには薬品もそうだけれども、再販制度のたまたまからいへばそうなんですけれども、かなりの利潤を上げておるにもかかわらず割引その他いろいろものはできない、こういうことが現実起きておるわけですね。こういうことは行政指導として公取はできるのかできないのか、またできると思つれば、なさろうと思つていらつしやるのかどうか、それを伺いたいと思いが。

○政府委員(北島武雄君) 公正取引委員会は大きいものには弱くて小さなものに強いのではないかと、再販制度の例をおあげになりましたが、再販価格維持契約というものは、これは大企業を保護するといふだけのものではないわけ

でございます。もちろんその中には大企業もございませぬけれども、これは現在再販売価格維持契約を特定のものに限定して認めておられますのは、これは著作物と商標品でございます。こういつた商標品については、えてしておとり廉売が行なわれやすい、その結果メーカーの信用、利益を棄損することにもなる。そのみならず小さい零細な小売業者間の正常な営業活動を妨げる問題もあるわけですね。こういつた二つの意味があつてこれは世界各国とも制限付きではございませぬが、再販売価格維持契約というものは認められておるといふことでございませぬ。再販売価格維持契約が大企業のためにあるのだといふことではないと思ひます。零細なる小売業者の保護といふことも頭にある。これと一般消費者の利益とをどう調節させるかといふことが非常にむずかしい大きな問題であります。それからただいま医療品などで非常にもうけておるものがあるが、これを行政指導で値を下げさせることができないかといふことになりませぬと、一般的に公正取引委員会は価格の統制機関ではございませぬので、その値は高いから下げろといふようなことはできません。たとえは現在管理価格の調査などしておりますが、たとえその調査の結果がまとまりまして、高いから下げろといふ権限はない、国によるとそういう権限を与えておる国もありませんけれども、わが国の独禁法では公正取引委員会にはないわけでございます。ただ再販売価格維持契約につきましては、これはやはり一般消費者の利益を不当に割することとなる場合はこの限りでないといふことが現行法にもあるわけでありませぬ。この規定を活用いたしますと、非常にはなほだしく一般消費者の利益を害するようなものに対しては公取も介入できる、こう考へておるわけでありませぬ。

○竹田現照君 たとえば最近薬や何かでも何とかが新しいものにする、それがAとかBとか名前をつけてんけれども、かなり高い値段で売られる、私はある医者に聞きましたら、あまり効果には変わりな

いんだそうです。どういふものか知りませんが、あまり効果は変わりないんだそうです。ところが、実際には何とかがアルファをつけることで高くなつてゐる。実質的な値上げだ。現にそうして前の薬はだんだんなくなつてくる。こういふよりなものは、いま委員長が最後にお答えをしたこと、あるいはその薬の分析、これは公取でできるのか、厚生省でやるのかわかりませぬが、そういふようなことでありませぬ、もう少しそのことについて何らかの措置といふものがおとりになることができないのか、私はそういふことを率直に感じておるのですが、いかがですか。

○政府委員(北島武雄君) これはすべて物ごとの個別の原価計算といふものは非常にむずかしいもので、しかも公正取引委員会におきましては、一般的には行政指導によつて値を下げさせるという権限はないのです。価格協定などしていれば、それは独禁法違反だから価格協定をやめろといふた破棄の命令は出せませぬが、その価格をこれだけ下げろといふことは言えないのが仕組みでございます。まあ再販売価格維持契約につきましても、いま言つたようなことで、消費者から問題になつてきて、再販売価格維持行為といふものをこれは規制しなければならぬ、こういふことになつてゐるわけでありませぬ。私もそういつた線に沿つて、新しく再販売価格維持契約については、やはり相当程度の規制を加えなければいけないのじゃないか、こう思つて目下検討いたしております。

○竹田現照君 それじゃ新聞についてお聞きいたしますけれども、これは三十八、九年ごろ、新聞の値上げについてだ、世論がわき上がったときに、一つのあれが出ましたけれども、新聞の特定の不公正な取引方法といふものが、公取にも届けられて認められてゐるわけですが、たとえば新聞を売るときに金銭、物品、あるいは供託、抽せん券、その他に類する経済的利益を供与し、または供与することを申し出る、これは供託、抽せん券、その他に類する経済的利益を供与し、または供与することを申し出る、これは見本紙を配付することはいいけない。こういふことになつてゐるのですけれども、現実には新聞の拡販に伴つて、これはもう三大紙をはじめ東京なんかはどうかわかりませぬですけれども、私もこの間自分の家におりましたら、ある新聞の拡販員がきまして、いろいろ言つていました。そうしていろいろなものを持つてきてまして、そしてやつてゐる。これは明らかに三十九年だつたですか、取引方法に關して書かれてゐることに違反をしてゐる。特に新聞なんといふのは世論を形成するものですから、国会議員ばかりたかれますけれども、新聞をただで読ませて、それは要領のいいのは半年たつたで読むわけですね。一カ月たつたで、それで一カ月ので取つてしまふ。次の一カ月は金を払ふ。一年のうちに半分金を出せば、半分たつたで見れるわけですね。これは実際問題としていま行なわれているわけですね。ところが、新聞といふのは無冠の帝王で、非常に力があるのかどうか知りませぬけれども、自分に都合の悪いことは新聞は書きませぬから、こういふことについては、もう少しきつちとした規制を新聞関係者とも十分打ち合わせをしながら、これはただでものを読むとか、ただで何とかといふのは最もよろしくないです。そういふ教育を新聞社が形の上で行なつてゐるといふことは、ですからそういふことをやはり公取といふものはもう少しはつきりした手立てを具体的に示してほしい、示すべきである。こういふことを私は思ふのです。それができないと、やはり新聞のよるな力のあるものには弱い、弱いものには強い、こういふようなことを言わざるを得ない結果を招くと思つておるのです。これは現実に行なわれてゐるのですから、どんなものですか。

○政府委員(北島武雄君) 新聞における景品の提供につきましては、不当景品類及び不当表示防止法に基づきまして、新聞業界の中において公正競争規約がございませぬ。景品類は一切提供してはならないという規定で、非常にこまかい緻密な規定がございませぬ。これは自主規制でございませぬ。その上に乗つかりまして、公取といたしましては、三十九年十月の告示をもちまして、新聞業における景品類の提供に關する事項の制限といふことで、景品を提供してはならないといふことを言つておられます。若干例外はありますが……。ただいまの無代紙といふのは、禁じられてゐるところの景品に入るわけでありませぬ。自主規制でも、もちろんこういふことはしてはならないことになつておられます。ところが往々にして、こういつた無代紙とか、さらにまたポリパケツの提供とか、あるいはプロ野球を見せに連れていく、こういつたことが行なわれておられます。ことに昨年の秋ごろ千葉県銚子地方におきまして、そういふことが二つの新聞であつた。一つは無代紙の提供を始める、専売店が。そうすると、それに対抗しまして、他の一つの新聞がポリパケツの提供を始めるといふことで、最近泥試合になつておりましたのを私も調べまして、最近これは新聞の公正取引協議会会長によりまして、これは自主規制でやるべきであるから、これは十分に県下でひとつ自分たちの中で取り縮まれといふ警告を發してあります。

○竹田現照君 これは警告を出したやつたケースもあるようですが、現実にはそのことがあつたと断たないわけですね。新聞の問題といふのは言われてから久しいのですよ。それでなおかつできないといふのは、これは世の中の常識の一つでなければならぬと思つておるのですが、それがやらないといふことはどうも公取はなめられてゐるのじゃないか。警告の出さなければ、やはり得だ、やつぱりばらまいて新聞を拡販したほうが結果的に新聞経営的な面から考へるとそれはいいのだ、そういふことになつてゐるわけですか。このうきよき起つたことではないのです。久しきにわたつてゐるわけですから、これはいまの公取の力量ではいかんともしがたい、なすがままだといふふうには言わざるを得ないわけですね。

○政府委員(北島武雄君) まあ公正取引委員会といたしましては、なすべきことがいろいろたくさんあるわけでありまして、特にこういつた自主規制を行なつてゐるところにつきましては、まず公

正競争規約をつくっているその団体をしてやらしめるのが一番いいわけですね。そのためにあいつた公正競争規約ができていくわけですね。新聞におきましては非常に厳密なものでありまして、これは効果が無いとは思っていません。地方地方によつてそういう問題が起りますと、この公正競争規約によるこの公正協議会によりまして是正されておきます。そういう点も見当たります。ただ最近の銚子における問題は目に余るものがありましたので、公正取引委員会がみずから出かけていって調査した結果、その協議会に対して嚴重な警告を発したわけでありまして、これは行政の措置といつたしましては、一応どういった自主規制のあるものにつきましては、自主的にやらせるといふのがこれは一番行政の能率を上げるゆえんじやないかと思つておられます。そういう方法を採用しておるわけでありまして、もしどうしてもこういふことが自主規制できないならば、こういふ協議会の認定の取り消しをしよう、こう思つておられます。その旨をこの間警告文書を渡すと同時にそういうことを言つておられます。もしそういうことが自分でおできにならないならば、おやめなさいとこういふことを言つておられますから。

○竹田現照君 それでは、ひとついまのはさらに十分公取としても事実を把握をされていただいで、いまの警告の趣旨が生じるように努力をしてもらふようにお願いしたいと思つておられます。実はあす資本の自由化に対する外資審議会の答申が出るようですね。昨日も通産省にお伺いして、公取にお聞きをしようと思つておたつたのですが、通産省の方、次長さんが見えておられますが、これはまあ次長さんにはたいへんあれですけども、だいたい政治的ですから、大臣か次官のほうで本来はいいと思つておられる、あすのことですから、ずばり答えていただきたいと思つておられます。あす出るとは事実のようですが、あの答申案、二十六日に大体案が出まして新聞に出ておられますから、若干手直しがあつたといつたとしても、ほぼあれと同じようなものが出されるのだからと思

うのです。それであれは衆議院の商工委員会のやりとりなど聞いておられますと、まるつきり外資審議会が独自の見解でやられておられるようにお答えがなつておたつたようですが、これは新聞に出る前のことですから、その程度のやりとりだつたと思つておられますが、事実政府関係機関と一緒になつてつくり上げたものでもあり、財界の意向も強く反映されているものであることは常識でありますから、政府はおそらくこれをそのまま受け入れて閣議決定をなさるのだからと思つておられますが、そのように理解してよろしいですか。

○説明員(下山佳雄君) 先生ただいまお話のとおりでございます。この外資審議会には通産省からも局長が幹事として入つておられます。したがって、この出されます答申につきましては、政府としてもこれならやつていけるということでおそらく答申がなされるんじゃないかと思つておられます。したがって、これに基づきまして、政府としても最終的な意思決定を行なうという段取りになつておられます。

○竹田現照君 そこで若干お尋ねをしたいんですけれども、閣議決定をなさる場合、いろいろ新聞にも書かれていますが、あの答申案について、あす正式に出されますと、またいろいろ論評が加えられると思つておられますが、あの答申の内容に基づいていろいろ自由化の品目その他もきょうの新聞にも出ておられますが、相手側——特にいまの日本の経済協力の現実に照らして、アメリカを中心として相手側に十分の内容が容認をされるものかどうか、それが最大の問題点となつてくるんじゃないかと思つておられますが、そういう点についてはどういふふうにお考えになつていらつしやいますか。

○説明員(下山佳雄君) 対外関係でございますが、近くこの答申を出されました後にOECDの大会があります。OECDの会議、これにはもちろんアメリカもその一員として参加しておられるわけでございます。ただいまの見通しにおきましては、とにかくこれで十分OECDの承認が得られ

るのであらうというのが一つの前提でございます。それからいづれ日米会談等のごさいましたときにも、アメリカから意見が出ることもそれはあるかもしれませんが、とにかく日本政府としては独自の立場から資本自由化の方針をきめるということをやつておられます。当然これで承認——承認と申しますか、了解を当然得られるものだというふうな確信を持つて進めてまいることになると思つておられます。

○竹田現照君 この資本の自由化に伴ひまして、これは欧州あたりは先進ですから、ところが現実にE.E.C諸国やイギリスあたりの自由化に伴う状況をみますと、特にアメリカの巨大資本ワールド・エンタープライズなんというものが出来まして、非常に各国との間の国家利益が随所で対立を起している、こういうふうなことがとりわけ資本力の弱い日本で起らないかということ、そういうことは起らないかというところと通産その他各省で対策を練つておられるようでありまして、このホテルの例もありまして、そういう点についてはどういふふうにお考えになつておられますか。

○説明員(下山佳雄君) いま先生が申されました点が、何と申しましたも資本自由化の問題の一番重要な点であらうと思つておられます。そのような意味におきまして、今後数年かかつて日本の資本の自由化を進めてまいらなければならないと思つておられます。その第一年度を充足するにあつて非常に議論がなされたというところは事実でございます。しかしながら現在の段階におきましては、とにかくこれに対応するところの対策というものはもちろん今後やるべきことが非常に多いわけでございます。現在の段階におきましては、少なくともこれによつて日本の産業が非常に重大な影響を受けるというところはないという前提に立つて今回の自由化の業種の選定を進めてきたわけでございます。今後におきまして、一般の混乱防止の対策、あるいはまたわが国企業が外国企業と対等の条件で

競争し得るような基礎をつくるように、あるいはまたわが国に進出する外国資本と十分競争し得るように企業体質を強化し、あるいは産業体制を整備するといふようないろいろな対策を講じながら、とにかくわが国の産業に重大な影響を与えないという見通しのついたものから漸次自由化していくというのが今回の答申の骨子だと思つておられます。したがって、先生の一番のお話の御懸念、これはわれわれとしても一番の心配でもございまして、十分その点に注意しながら今後進めていく、またそれに対応する対策等につきまして十分考えていく、こういうふうにお考えをしております。

○竹田現照君 いまのは、先ほど特にアメリカの問題についてお伺いをしまして、十分この了解をとりつけ得るといふふうなお話もございまして、ただ答申案の内容を見ますと、前段は経済力をもつと有効に発揮させて、世界の平和に寄与するといふようなこと、あるいはまた自由化によつて経済の効率化、労働条件の改善、良質廉価の製品の供給などで国内的には非常に豊かな国民生活を築くのだといふことを一番最初に明らかにしているわけですね。しかしこの肝心の具体的な自由化の進め方に入つていって見ますと、これはもう冒頭に書いてあることとはうらはらな、外国資本の進出への非常にきびしい規制、あるいは外資防衛のための産業体制の整備などに非常に大きく傾斜をしていくわけでありまして、先ほどのお答えのとおり、このような答申案の中の制限内容、こういうのもので重ねてお伺いするのですけれども、列國を説得をさしていくというためには、かなりの決意なり用意といふものが必要ではなからうかと思つておられます。そういう点についてはどういふふうなことをお持ちになつていらつしやるのですか。

○説明員(下山佳雄君) いずれにいたしまして、今回の資本の自由化に対処する措置というものは、とにかくわが国として資本の自由化に向かつて第一歩を進めるといふのが現在でございます。それで将来のことにつきましては、先生御承知の

問題であります。これはやはり独禁法は守るべき点がある。その守るべきところはあくまで守らなげやならぬ、これが私の信念であります。いかなる場合においても。

○竹田現照君 それで、いま阿部委員からも関連して御質問がありましたけれども、どうしてもこの公取が押されてしまうのだ、こういうたいへん失礼ですけれども、心配があるものだからお伺いをしていただくわけでも、先ほどのお答えでいくと、ケース・バイ・ケースでいくと、こういうことですか。法律的には可能だから、ひとつ嚴重な歯どめを必要とする、まあその基本線の上に立つてケース・バイ・ケースで認めていく、こういうふうな理解していいのですか。

○政府委員(北島武雄君) ケース・バイ・ケースと申しますよりも、一般的にそういうたもの認める場合には相当のやはり嚴重な条件が必要だといふふうな考えておるわけでありまして、それで具体的にそういうことが起こりましたときに、それはまあケース・バイ・ケースで判断していく。基準としてはやはり嚴重に考えていくということが必要じゃないか。たとえば百分の十をこえて持たないと考えた場合に、その実情もよく調査し、そしてやむを得ない場合には、どういふ歯どめをつけてやるかと、こういうふうな問題ですね。これはやはり金融機関の産業支配をきらつておる独禁法の十一條の精神から、やはり嚴重な歯どめが必要だ、こう考えております。

○竹田現照君 通産省で、これは独禁法については前からいろいろ緩和について考えておられるのですが、この資本の自由化なんというものは、独禁法ができたときには予想もしてなかった、こういうことでございしますが、その理由。それから自由化に伴つてこの産業政策を云々していかなくちゃいかぬ全く新しい事態なんですね。こういう事態をいま迎えるよとして——まあもう迎えるわけですけれども、こういう時期にあれですか、独禁法緩和というものを公取に求めるといふ考え方はどうですか。いまの段階でお考えになつていま

すか。

○説明員(下山佳雄君) 非常にむずかしい御質問でございますが、とにかく先生、先ほどからおっしゃいましたとおり、独禁法というのは日本経済の経済憲法といわれて、独禁法の許される範囲内において、まず産業体制の整備というものをはかつていくというのには当然だろうと思つておる。それで、もちろん、いろいろ先生も御指摘のとおり、一般に議論が行なわれていることは、これは事実でございますが、別にまだ通産省として、この問題について正式に議論したということはいまありません。

○竹田現照君 それだつたら私の質問に答えることにはなりませんから、まあ次長じゃ無理だそうだから、いずれまた大臣に伺います。通産省関係の自由化に対するものは、いずれ大臣、次官等にお伺いすることにして、最後に、これはやはり公取ですが、自由化に伴つて、持ち株会社の問題が出てくると思つておる。現に出ているようだけれども、特に自由化に備えて産業の再編成をはかる必要から、どうしても持ち株会社を設立をさせよう、させてほしい、というふうな動きが、財界、政府の一部にあるように聞いておりますが、特に欧州の先進諸国で法制上これを禁止しているという国がほとんどない。これが論拠になつておるようでありまして、これは持ち株会社がいけないうことになつておる。その趣旨というものは、もう、いま申し上げる必要がないわけでありまして、こういうふうなことに對して、公取として万一、同意なきような場合、独禁法で保護されているいろいろな問題の利益というものは、たして守られるのかどうか。一般消費者の利益がはたして守られるのかどうか。あるいはまた——まあこれは認められる場合であります、そういう要望がこれからだんだん強くなつてきたときに、公取としてはどう対処なさろうと思つておるか。まだ御検討になつておるかわかりませんが、ひとつお伺いしておきたいと思つておる。

○政府委員(北島武雄君) 一般的に、資本の自由化と独禁法という二つの面があるわけですね。資本の自由化によつて外資が直接入ってくる、それに対して独禁法はどうかという備えがあるかという考え方。それからもう一つは、資本の自由化に對して、国内産業というものを再編成する必要がある、それに對して独禁法はどうか。——こういう二つの問題があるが、往々にしてごっちゃにして考えられておる。それからまた財界の一部あたりでは、ただ單純に、直接入ってくるものに対しては、外資には独禁法を強くしておきたい、それから国内産業の編成に對しては、やはり、こんな考え方があるようにあります。いまの持ち株会社の問題でございしますが、これにつきましても、まだどこからも正式にこういうことをしたいから、独禁法にこういう規定をつくつてもらいたいというふうな話は何も受けておられません。したがつて、委員会として議題になつたことはございせんけれども、昨年の暮れからこういう問題が、欧州経済視察団が帰られましたから、ある一学者が提唱されて、それから持ち株会社論議が非常な激しくなつた。そのときから私も、事務局には十分勉強させるとともに、私自身も十分勉強してまいつたつもりであります。したがつて、また委員会の議となつたことはございせんけれども、私自身の考え方を申し上げますと、たとへば資本の自由化で直接外資が入つてくると、こういった場合に対しまして、現在の持ち株会社の禁止規定、それから株式の保有の制限の規定、合併、營業の譲り受けの制限の規定、こういったものは有力なやとりでをなすものであります。ことに持ち株会社といふものは、独禁法第九條ですべての持ち株会社を禁止しているのじゃないので、株式を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社、こういうことになっているわけですね。昔の旧財團の本社がまさにどんぴしゃり当てはまるので、そういう形態のものを禁止しているわけでありまして、こういったものにつきましてもどういふ考

方かと申しますと、比較的少額の資本でもつて多くの産業を支配し得る形態なんです。終戦時の旧財團の持ち株会社、これは私も調べてみてわかつておるが、当時、わずかな少額の資本によつて多くの会社を支配できた、こういった状態を禁止しているのです。これがもしなくなつておると、外資がそういうことを利用できるわけですね。少額の資本でもつて多くの産業を支配するやうな形態を外資に許すことになる。これが一体どうなのか。そういうことは、資本の自由化に關連して、持ち株会社を認めてくれというお話の中には、その点の配慮がどうも少ない。直接入ってくるものに対して、いまの持ち株禁止規定、これは実に有力な防波堤になる。これを除いておいて、何で外資の不当な進出に對して備えができるか。一つの備えである。そういう感じがいたします。

もう一方、資本の自由化に對して国内産業を再編成する必要がある。その再編成の手段として持ち株会社が認められるべきである。これが一つの議論であるわけですね。こういう議論に對しては、外資の直接の進出に對する面がおそろかになつておると私は思つておる。それから、いまの欧州経済視察団が出しましたあいつた考え方、その他いろいろの方のお説がございまして、私は一つも納得できない。納得していないものはございせん。これは産業界においても相當な反対がある。証券界は大体反対でしよう。それから経済学者は大部分反対。世論は、もちろんこういうことは反対でございませう。ですから、こういうものは日の目を見ないと思つておる。けれども、私どもの考え方は、いまお話ししたやうな欧州経済視察団が提唱したやうなことに對しては、これはノーと言わざるを得ない、こう考えます。

○矢追秀男君 今回議題となつております法律案の内容については、先ほどからも質問が出ましたので、この際に公取にお聞きしたいことを、当面問題を含めまして質問いたしたいと思つておる。今回公取の人員が増加になりますが、四十一年

年度の年次報告はまだ出ておりませんが、十年度のを見まして、最近における審査事件処理状況の一覽表を見た場合、大体、違反行為の自発的排除、いわゆる審査を打ち切ったものに次いで違反事実なし、審査継続、この三項目になっておりますけれども、この審査が継続されたものがどうなつたか、その点を含めた統計というものがありませんのでよくわかりませんが、大体、違反事実なしと審査継続を合計した場合、実際違反行為が自発的に排除されたものと比べると、非常に多いわけですね。もちろん継続されたものの中に摘発されたものもあるでしょうから、その点がちよつとはつきりしたことは言えませんが、

は、特に価格協定の面が非常に多いわけですね、でも、いわゆる公取が実際にきびしい態度で臨んでおられるならば、まだまだ違反摘発行為というものは多いのじゃないかと思うのです、はつきりその審査でこれは独禁法に違反しておるといふこと

で、私が聞きたいのは、この審査継続の中でどうなつたか、要するに、その年度に出た事件で、実際の中で不問になつたもの、いわゆる違反事実がなかったと見られたもの、実際の比率で、これだけのデータであればちよつとわかりません、いわゆるちよつと幅をおいて見ないとわかりませんが、もうちよつと幅をおいて見ないとわかりませんが、その点は何かデータがあるかどうか、私の言いたいことは、要するに、実際違反行為があつたと結論づけられたものは非常に少ない、だからもつと公取はがんばつてもいい、こういふ意味

でありますけれども、このデータを見ましても、ある程度そういうことは言える、実際具体的には何か違反事実なしのほりが多いように見えるわけですね、これは継続というのを見ないとわからない、その中で、どれだけ今度は違反行為があつたかというこのデータを見なければ、これだけでちよつとわからないのですけれども、したがつてこれだけ見ますと、やはりちゃんと公取はやつておる、これだけ摘発しているじゃない

か、違反行為をやつておるのがむしろ少ないんじゃないかと、こう言われると思うのですが、実際はそうではないに、むしろ違反行為が自発的に排除されたというふうなほうが少ないのじゃないかと思ひますが、その点はどうか、質問がややこしくなりました。

○政府委員(北島武雄君) これは、ここにありま

第九部 商工委員会会議録第八号 昭和四十二年六月一日【参議院】

であつたということになります。六十六件が、違反の事実の証拠がどうしても出てこなかつた。それからあと六十件が、勧告なしで審判開始、それから違反行為があつたが自発的排除、こういつたことになっております。

○矢追秀彦君 だから四十六と六十六、継続になつたのが五十八でしよう、いま言われた。だからこれはもうちよつと前の分、ずつと前の年度から算定していつて、実際継続になつたものうち……

○政府委員(北島武雄君) それは前の計数に入つてきております。

○矢追秀彦君 これはストップして考えたらだめなんです。

○政府委員(北島武雄君) 次年度繰り越しに入つてきます。

○矢追秀彦君 その点どうですか。

○政府委員(北島武雄君) 原則といたしまして

は、審査を開始いたしましたして、はつきりした確実な証拠に基づいて結論が出るまでは、これは手を下し得ないわけでございますが、その中途の段階におきまして、法律上といたしましては、裁判所に対する緊急差止め命令の申請ができるわけでございます、急を要して、そしてしこれをそのまま放置しておいたら重大な弊害が生ずる、しかも確実な証拠がある場合にはいままでもやつた例がございます。過去にも、真空管関係の例でございますが、数件ございます。

○矢追秀彦君 いま問題になつておりますのは牛乳の値上げでありますけれども、これは相当調査もされておると思ひますけれども、現在の経過並びに委員長のこれに対する考え方を聞きたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 牛乳関係につきましては、現在価格協定といたしまして審査いたしておるものが、二つの原における小売り関係の価格協定の事件、それから全国的な規模におけるところの乳業メーカーの卸売り価格協定違反あるは価格協定の疑い、それから全国的規模におけるところの小売り段階の価格協定、こういつた事件でございます。これ以外に牛乳関係といたしましていろいろございまして、これらにつきましては、結論を得次第逐次措置いたしたい、こういふ考えでおります。

○矢追秀彦君 委員長はどう考えますか。その結論が出てからでなしに、出るまで、いま聞くのは無理かもしれませんが、非常に大きな問題だと思ひますので、ただ審査をやつて結論を出すのではなく、これに対する相当なかまえてやつていた

○政府委員(北島武雄君) 審査の段階に属することにつきましては、ちよつと審査の上で支障がございまして、内容についてまだ申し上げる段階でございます。せつかく審査部で結論を急いでおります。それが出ますと委員会にはかつて、そこで委員会としてそれをどうするか、こういふこととなるのでございます。それまでしばらく御猶

七

予を願いたい、こういふふうに思います。

○矢追秀彦君 それから、この牛乳の値上げの問題が出てから、この間の五月二十七日の新聞でありますけれども、府中の団地で他の業者が横やりを入れて、それで三田値引きが御破算になったと、こういう例がありまして、これも公取が関係しておられると思えますけれども、この事件はいまだに扱っておられますか。

○政府委員(北島武雄君) 安売りに対する妨害行為という問題でございますね。これは新聞にも出ておりました、妨害されたといつて提訴がございました。この点につきましては、提訴された方が一回しか出ていらっしやらない。まあその後何回か呼び出しをされているという事情もありません。それから先方の、御当人におろした人です、ね、仕入先について調査いたしました。これとやはり御当人の言い分と食い違ひ面もあります。目下そういう状況であります。

なお、その他の地域にも安売りの妨害というケースがございますが、こういったものがあれば、申告があればすぐかけつけまして審査にかかっておるわけでありまして。

○矢追秀彦君 この問題は、いま言われたような状況でそのままにほうっておくわけですか。調査はまだやっておられるわけですか、打ち切られたのですか。

○政府委員(北島武雄君) 審査中でございます。

○矢追秀彦君 次に、牛乳の問題と関連して、この間の衆議院の商工委員会、例のフルーツ牛乳の問題が出てまして、委員長が答弁をされておりますけれども、要するに、明らかに不当表示であるということをやっておられますけれども、これに對しての処置ですね、その後されたかどうか。どのようにされるおつもりか、お聞きしたいと思っております。

○政府委員(北島武雄君) フルーツ牛乳、コーヒー牛乳がはたして牛乳の名に値するかどうか、こういう問題につきましては、ただいまさらには深度を深くして調査いたしております。近く消

費者関係のその結論が大体出ますので、来週六日あるいは七日あたりに消費者の代表を呼びまして、それからメーカーも呼び、それから関係官庁にも来ていただいで、はたしてこれをどうすべきかという意見をいろいろ聞いた上で処理いたしたいと思っております。

私のただいまの考えでは、それはやはり牛乳の名に値しないから何とか適当な名前に変えさせるなり何なりしなければいけぬ、こう考えております。

○矢追秀彦君 これも私はいま言われてわかりましたけれども、やはりちよつとおそいのじゃないかと思つたので、ね、処置が。これははつきり、成分の上から言つて明らかに不当表示であるとはつきりした場合は、もう少し強い措置がとれないかと思つたので、その点どうですか。

○政府委員(北島武雄君) そういふ関係の裏づけ調査も現在なお履行しております。先日新聞に一部出ました製油会社に対する調査の問題もそういう一環であります。そういふたすべての証拠をしっかりとつかまえて、その上で処置をしたいというのが私どものやり方でございます。とにかく来週になりますればこれは何とか結論を出していきたい、こう考えております。

○矢追秀彦君 この牛乳ですが、この成分の問題でもこれはヤシ油の問題が出ましたけれども、牛乳の成分とはこれはちよつと違ひますので、この点、委員長はどう考えたかについてお聞きしたいのですけれども、実は大腸菌が陰性でなければならぬということになって御存じのことだと思つて。現在でも牛乳の中に大腸菌がプラスと出るのが非常に多いわけですね。特にこれから夏になりますと、非常に急カーブでそれがふえてきています。これはどこでも調査の結果が出ております。したがって、これも、これはちよつと筋が違ふと思つたけれども、成分の問題が出ましたので、ついでにお聞きするわけですが、これも、この際牛乳というものは私は徹底的なメスを

入れていただきたい、このように思つたわけですね。

いまの大腸菌の問題はどうお考えになりますか。公取としてはこれはどうされるか、まずお聞きしたい。

○政府委員(北島武雄君) 私は大腸菌の問題存じませんので、そういう関係もございまして、厚生省の方にも来ていただきました。現在の厚生省令との関係も他の関係もやぱり十分確かめていきたい、こう思つております。

○委員長(鹿島俊雄君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(鹿島俊雄君) 速記を起して。

○矢追秀彦君 いまのことは、ちよつと公取と違ふと思つたので、そのように牛乳の問題、値上げからみましてそういう成分の問題、大腸菌もかからぬか、どうかぜひしつかりしたものをしたい。非常にそれで迷惑をこうむつたりすることのないように、農林省の方からお願いしたいと思つて、それで、農林省の方からお願いしたいと思つて、いまの牛乳の大腸菌の問題はどういうふうにされていきますか。

○説明員(松本作衛君) ただいまの大腸菌の問題でございますが、これは牛乳につきましては、厚生省の規格をもちまして大腸菌等の規格の内容をきめておりました。これは食品衛生の立場から厚生省のほうで監視をしようとする事情でございます。ただ一般的に申しまして、私もといたしまして、まず農家の段階から牛乳の品質を改善して、このようにいふふうな指導をいたしております。また、御承知のように、四十一年度からは生産者の共同販売体制が各県ごとにできました。その各県の共同販売機関でございます指定生産者団体というものが、乳質改善につきましても、具体的な指導なりをやつて乳質を高めていくというふうな運動をやつております。

○矢追秀彦君 これはこの間の衆議院の委員会で、これは厚生省の方でありますけれども、ヤシ油の問題に、異種脂肪があるかどうか判定するのはむずかしいと言われておりますけれども、これ

はいまどういふふうにして検査しておられるか、そちらでおわかりですか。

○説明員(松本作衛君) 具体的な品質の検査につきましては、厚生省の所管でございますので、つまびらかにいたさないわけでございますが、私もとしまして、いわゆる通常の普通牛乳、加工乳ということなるものについては、牛乳から使うということになつておられますので、異種脂肪の混入というのにつきましては、これは当然問題があるというふうに考えておられるわけでございますが、ただ乳飲料につきましては、必ずしも内容につきまして、そういうふうな具体的な規格がございませぬので、取り扱いについては一般の普通牛乳とは異なると思つたので、このようにいふふうな夾雑物が安易に入られるということに對しましては、われわれ流通面の行政からいたしまして、決して好ましいことではないといふふうに考えています。

具体的な検査等につきましては、厚生省の所管でございます。

○委員長(鹿島俊雄君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(鹿島俊雄君) 速記を起して。

○矢追秀彦君 まあ時間がありませんので、また次の機会に譲らせていただきますと思つたけれども、一つは、価格の問題で、このように業者の間に価格協定があるというところは、もうかなり大きな問題となつてきております。またまた公取の調査が弱いために明らかにされずに葬られ去つたものも相当あったと同つております。今後、もつとびしい態度でぜひお願いしたいと思つて、もう一つだけお聞きしたいのですが、これもこのまかい問題でありますけれども、最近ビニールの袋に包んでいろいろ売出ししておりますけれども、これも表示になりますけれども、その内容です、何C、また何グラム、これをつけることは計量法でちゃんと定めておられますが、最近の店先で見ると、相当書いてないものが多いわけですね。こういうふうなものも、国民の知らない間に相当取引をされておると、こう

は、国民の知らない間に相当取引をされておると、こう

いったことについては、委員長はどのように考えておられますか。

○政府委員(北島武雄君) 積極的に商品に表示をさせるという事は、これは不当表示の問題では実はない。表示と中身と食い違っておる場合に、不当表示防止法の範囲に入っていくわけです。いまお話しのようにポリエチレンの中身に表示がないといつても、それだけでは私どもの不当表示のほうには入ってこない、このように考えております。

○委員長(鹿島俊雄君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより本案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見のある方は、討論意見中にお述べを願います。

○柳田桃太郎君 私、この際各党共同提案になります。次の修正案を各党を代表して提案いたしますと存じます。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案でございますが、この修正案の案文は、お手元に差し上げてございますので、御参照願いたいと思ひます。朗読いたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和四十二年六月一日」を「公布の日」に、「同年七月一日」を「昭和四十二年七月一日」に改める。

次に、修正理由でございますが、本法律案は、その一部の規定を除き、昭和四十二年六月一日から施行することになっておりますが、同日は、この法律案が成立するまでに経過することになりますので、附則中の「昭和四十二年六月一日」を「公布の日」に改める等、所要の修正を必要とござ

います。これがこの修正案の提出の理由でございます。以上。

○委員長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようでありますので、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、討論中にありました各党共同提案の柳田君提出の修正案を問題に供します。柳田君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鹿島俊雄君) 全会一致と認めます。よつて、柳田君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鹿島俊雄君) 全会一致と認めます。よつて、修正部分を除いた原案は全会一致をもって可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案の議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時十四分散会

五月三十日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は四月三日)

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

る法律の一部を改正する法律案

五月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、中小企業組織法案(衆)

中小企業組織法案

中小企業組織法

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 組合

第一節 通則(第七条―第十四条)

第二節 事業

第一款 通則(第十五条―第二十三条)

第二款 共同経済事業(第二十四条―第三十五条)

第三款 調整事業(第三十六条―第四十八条)

第四款 団体協約(第四十九条―第五十七条)

第五款 組合員及び会員(第五十八条―第七十一条)

第六款 設立(第七十二条―第八十一条)

第七款 管理(第八十二条―第九十九条)

第八款 解散及び清算(第一百条―第一百二十八条)

第九款 事業活動の規制に関する命令等(第二百二十九条―第三百三十八条)

第三章 中央会

第一節 通則(第三百三十九条―第四百十条)

第二節 事業(第四百十一条―第四百二十二条)

第三節 役員(第四百二十三条―第四百七十二条)

第四節 設立(第四百七十三条―第五百一十二条)

第五節 管理(第五百一十三条―第六百一十二条)

第六節 解散及び清算(第六百一十三条―第六百七十二条)

第七節 助成(第六百七十三条―第七百一十二条)

第八節 雑則(第七百一十三条―第七百九十二条)

第九節 附則(第七百九十三条―第九百九十二条)

第十節 附則(第九百九十三条―第九百九十二条)

第十一節 附則(第九百九十三条―第九百九十二条)

第十二節 附則(第九百九十三条―第九百九十二条)

第十三節 附則(第九百九十三条―第九百九十二条)

第十四節 附則(第九百九十三条―第九百九十二条)

第十五節 附則(第九百九十三条―第九百九十二条)

第十六節 附則(第九百九十三条―第九百九十二条)

第十七節 附則(第九百九十三条―第九百九十二条)

第十八節 附則(第九百九十三条―第九百九十二条)

第十九節 附則(第九百九十三条―第九百九十二条)

第二十節 附則(第九百九十三条―第九百九十二条)

第六章 罰則(第九百九十一条―第九百九十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中小企業者等が相互扶助の精神に基づき自主的に共同経済事業又は調整事業を行なうために必要な組織を設けることができるようにし、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、並びにその経営の安定及び合理化を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(中小企業等協同組合等の種類)

第二条 この法律による中小企業等協同組合は、次の各号に掲げるものとする。

一 事業協同組合

二 勤労事業協同組合

三 下請協同組合

四 商店街協同組合

五 環境衛生協同組合

六 共済協同組合

七 信用協同組合

八 企業協同組合

九 協同組合連合会

2 この法律による中小企業団体中央会は、次に掲げるものとする。

一 都道府県中小企業団体中央会

二 全国中小企業団体中央会

(定義)

第三条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が五千万円以下のものであること、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業(次号の政令

で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が政令で業種ごとに定める数以下の者であり、かつ、会社（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものを除く。）にあつては、資本の額又は出資の総額が政令で業種ごとに定める額以下の者であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 中小企業等協同組合であつて、前各号に掲げる者のみを直接又は間接の構成員とするもの

2 この法律において「勤労事業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 前項第一号から第三号までに掲げる者のうち、常時使用する従業員の数がおおむね十人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が百万円以下のものであつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 前項第一号から第三号までに掲げる者のうち、常時使用する従業員の数がおおむね三人以下の者であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 中小企業等協同組合であつて、前二号に掲げる者のみを直接又は間接の構成員とするもの

3 この法律において「資格事業」とは、中小企業等協同組合の組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる中小企業等協同組合（会員が協同組合連合会である場合にあつては、その会員たる中小企業等協同組合）の組合員）の資格として当該中小企業等協同組合の定款で定められる事業をいう。

（人格及び住所）

第四条 中小企業等協同組合（以下「組合」という。）及び中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）は、法人とする。

2 組合及び中央会の住所は、その主たる事務所所在地にあるものとする。

（基準及び原則）

第五条 組合及び中央会は、この法律に別段の定めのある場合のほか、原則として、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

一 構成員の相互扶助を目的とすること。

二 構成員が任意に加入、及び脱退することができること。

三 構成員の議決権及び選挙権は、平等であること。

四 剰余金の配当は、主として事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていること。

2 組合及び中央会は、その行なう事業によつてその構成員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の構成員の利益のみを目的としてその事業を行なつてはならない。

3 組合及び中央会は、特定の政党のため利用してはならない。

（登記）

第六条 組合及び中央会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二章 組合

第一節 通則

第七条 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

一 事業協同組合にあつては、協同組合

二 勤労事業協同組合にあつては、勤労事業協同組合

三 下請協同組合にあつては、下請協同組合

四 商店街協同組合にあつては、商店街協同組合

五 環境衛生協同組合にあつては、環境衛生協同組合

同組合

六 共済協同組合にあつては、共済協同組合

七 信用協同組合にあつては、信用協同組合又は信用組合

八 企業協同組合にあつては、企業協同組合

九 協同組合連合会にあつては、その種類に従い、協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合、信用協同組合又は企業協同組合のうちの一を冠する連合会

2 この法律によつて設立された組合又は他の法律によつて設立された協同組合若しくはその連合会以外の者は、その名称中に、事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合、信用協同組合、企業協同組合又は協同組合連合会であることを示す文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条までの（商号）の規定を準用する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第八条 次の各号に掲げる組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）の適用については、同法第二十四条第一号に掲げる要件を備える組合とみなす。

一、事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合又は信用協同組合にあつて、その組合員たる事業者が中小企業者であるもの

二 勤労事業協同組合

三 前二号に掲げる組合をもつて組織する協同組合連合会

（地区）

第九条 第十六条各号に掲げる調整事業の全部又は一部を行なう事業協同組合又は環境衛生協同組合の地区は、それぞれ、その資格事業の種類の一部又は一部が同一であり、かつ、その同一

である資格事業に係る同条各号に掲げる調整事業の全部又は一部を行なう他の事業協同組合又は環境衛生協同組合の地区と重複するものであつてはならない。

2 第十六条各号に掲げる調整事業の全部又は一部を行なう下請協同組合の地区は、次の各号の一に掲げる場合を除き、その資格事業の種類の一部又は一部が同一であり、かつ、その同一である資格事業に係る同条各号に掲げる事業の全部又は一部を行なう他の下請協同組合の地区と重複するものであつてはならない。

一 第十四条第三項第一号に掲げる一の下請協同組合の地区と当該下請協同組合の組合員の資格として定款で定める親事業者（下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百一十号）第二条第三項に規定する親事業者をいう。以下同じ。）と異なる親事業者を組合員資格として定款で定める第十四条第三項第一号に掲げる他の下請協同組合の地区とが重複する場合

二 第十四条第三項第一号に掲げる下請協同組合の地区と同項第二号に掲げる下請協同組合の地区とが重複する場合

第十条 商店街協同組合の地区は、他の商店街協同組合の地区と重複するものであつてはならない。

第十一条 共済協同組合の地区は、一又は二以上の都道府県の区域による。ただし、定款で定める一の業種に属する事業を行なう中小企業者を組合員の資格とするものにあつては、全国区域による。

2 一又は二以上の都道府県の区域とする共済協同組合の地区は、一又は二以上の都道府県の区域とする他の共済協同組合の地区と重複するものであつてはならない。

第十二条 第二十二条第一項の総合調整事業を行なう協同組合連合会であつて政令で定める割合に相当する数以上の事業協同組合で組織するものの地区は、全国区域による。ただし商業又

はサービス業に属する事業のみを資格事業とするもの地区は、一又は二以上の都道府県の区域によることができる。

2 第二十二条第一項の総合調整事業を行なう協同組合連合会であつて、政令で定める割合に相当する数以上の下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合又は信用協同組合のいずれかで組織するもの地区は、一若しくは二以上の都道府県の区域(政令で定める割合に相当する数以上の信用協同組合で組織する協同組合連合会にあつては、二以上の都道府県の区域)又は全国の区域による。

第十三条 前条第一項又は第二項に規定する協同組合連合会の地区は、それぞれ、資格事業の種類の一部又は一部が同一であり、かつ、その同一である資格事業に係る第二十二条第一項の総合調整事業の全部又は一部を行なう他の前条第一項又は第二項に規定する協同組合連合会であつて同種類のもの地区と重複するものであつてはならない。

2 第二十一條第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の地区は、全国の区域によるものとし、当該協同組合連合会は、全国を通じて一個とする。

3 第二十二條第二項に規定する協同組合連合会であつて第十六條第二号ニ又はホに掲げる調整事業を行なうもの地区は、他の第二十二條第二項に規定する協同組合連合会であつて第十六條第二号ニ又はホに掲げる調整事業を行なうもの地区と重複するものであつてはならない。

(組合員の資格)
第十四條 事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において資格事業を行なう中小企業者及び、第十六條各号に掲げる調整事業を行なうため必要がある場合において定款で定めるときは、中小企業者以外の者で、その地区内において資格事業を行なうものとする。

2 勤労事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において資格事業を行なう勤

労事業者とする。
3 下請協同組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

一 特定の事業者を共通の親事業者とする下請事業者(下請代金支払遅延等防止法第二条第四項に規定する下請事業者をいう。以下同じ。)で組織する下請協同組合にあつては、当該親事業者をその親事業者としてその地区内において資格事業を行なう下請事業者及び、第十六條各号に掲げる調整事業を行なうため必要がある場合において定款で定めるときは、下請事業者以外の者で、当該親事業者から製造委託又は修理委託を受けて資格事業を行なうもの

二 特定の地区に工場又は事業場を有する下請事業者で組織する下請協同組合にあつては、その地区内において資格事業を行なう下請事業者及び、第十六條各号に掲げる調整事業を行なうため必要がある場合において定款で定めるときは、下請事業者以外の者で、その地区内において他の事業者から製造委託又は修理委託を受けて資格事業を行なうもの

4 商店街協同組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において小売業又はサービス業に属する事業を行なう中小企業者及び、定款で定めるときは、これらの者以外の者で、その地区内において事業を行なうものとする。

5 環境衛生協同組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において環境衛生関係の業種に属する事業のうち政令で定めるものを行なう中小企業者で定款で定めるもの及び、第十六條各号に掲げる調整事業を行なうため必要がある場合において定款で定めるときは、中小企業者以外の者で、その地区内において当該政令で定める事業を行なうものとする。

6 共済協同組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する中小企業者(その者が法人である場合にあつては、役員を含む。)及びその従業員と

し、全国の区域をその地区とする共済協同組合にあつては、中小企業者のうち定款で定める一の業種に属する事業を行なうもの(その者が法人である場合にあつては、役員を含む。)及びその従業員とする。

7 信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において事業を行なう中小企業者、その地区内に住所若しくは居所を有する者又はその地区内において勤労に従事する者であつて定款で定めるものとする。

8 企業協同組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人とする。

9 協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、協同組合連合会の地区の全部若しくは一部の区域を地区としてこの法律に基づいて設立された組合(企業協同組合にあつては、協同組合連合会の地区内に店舗、事務所又は事業所を有するものに限る。)又は他の法律に基づいて設立された協同組合であつて、定款で定めるものとする。

第二節 事業

第一款 通則

(事業協同組合等の共同経済事業)
第十五條 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、次の各号に掲げる事業を行なうことができる。

一 生産、加工、修理、販売、購買、役務の提供、保管、運送、検査その他組合員の事業に關する共同施設

二 組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ

三 金融機関に対して組合員が負担する債務の保証又はその金融機関の委託によるその債権の取立て

四 組合員のためにする試験研究

五 組合員の福利厚生に關する施設
六 組合員の雇用する労働者の集团的雇入れ及びその労働者に係る労働時間、宿舍等の労働条件の改善に關する事業

七 組合員の事業に關する経営及び技術の改善向上又は組合事業に關する知識の普及を圖るための教育及び情報の提供に關する施設

八 前各号に掲げる事業に附帯する事業
2 事業協同組合、下請協同組合及び商店街協同組合は、前項の事業のほか、組合員の事業の用に供するための団地の造成及びこれに附帯する事業を行なうことができる。

3 事業協同組合及び商店街協同組合は、前二項の事業のほか、商品券の発行及び割賦購入あつせん並びにこれらの事業に附帯する事業を行なうことができる。

4 商店街協同組合は、前三項の事業のほか、組合員及び一般消費者の利便を圖るため、街灯、アーケード、駐車場等の共同施設及びこれらの事業に附帯する事業を行なうことができる。

(事業協同組合等の調整事業)
第十六條 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、前条の事業のほか、第一号に掲げる事業及びこれに附帯する事業(以下「安定事業」という。)又は第二号に掲げる事業及びこれに附帯する事業(以下「合理化事業」という。)(以下「調整事業」と総稱する。)を行なうことができる。

一 その組合の地区内において資格事業を行なう中小企業者の競争が正常の程度をこえて行なわれてゐるため、その中小企業者の事業活動に關する取引の円滑な進行が阻害され、その相当部分の経営が著しく不安定となつており、又はなほそれがあつてある場合における次に掲げる制限

イ 組合員の生産(加工を含む。以下この条において同じ。)をする資格事業に係る物の種類、生産、出荷その他の取扱ひの数量若しくは販売若しくは引渡しの方法に關する制限、その物の生産の設備に關する制限又はその物の原材料の購買若しくは引取りの數

量若しくは方法に関する制限

ロ 組合員が生産をする資格事業に係る物の販売価格若しくは加工賃の制限又はその物の原材料の購買価格の制限

ハ 組合員が販売をする資格事業に係る物の種類若しくは販売の数量若しくは方法に関する制限、その物の販売のための設備の制限又はその物の購買の数量若しくは方法に関する制限

ニ 組合員が販売をする資格事業に係る物の販売価格又は購買価格の制限

ホ 組合員が提供をする資格事業に係る役務(修理を含む。以下この条において同じ)の種類若しくは提供の数量若しくは方法に関する制限、役務に係る資材の購買の方法に関する制限又は役務の提供のための設備の制限

ヘ 組合員が提供をする資格事業に係る役務の提供価格の制限又は役務に係る資材の購買価格に関する制限

二 技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他経営の合理化を遂行するため特に必要がある場合における次に掲げる制限。ただし、制限に係る物、その物の原材料、役務又は役務に係る資材の数量又は価格若しくは加工賃に不当に影響を与えるものを除く。

イ 組合員が生産をする資格事業に係る物の生産の技術に関する制限、その物の種類に関する制限、その物の種類別の生産数量に関する制限(その物の種類に関する制限を実施することが著しく困難である場合においてするものに限る)、その物の販売若しくは引渡しの方法に関する制限又はその物の原材料の購買若しくは引取りの方法に関する制限

ロ 組合員が販売をする資格事業に係る物の種類に関する制限、その物の購買の方法に関する制限又はその物の販売の方法に関する

る制限

ハ 組合員が提供をする資格事業に係る役務の種類に関する制限、役務の提供の方法に関する制限、役務に係る資材の種類に関する制限又は役務に係る資材の購買の方法に関する制限

ニ 組合員が資格事業に関し行なう広告、宣伝その他の事業活動の促進のための行為に関する制限

ホ 組合員が行なう資格事業に係る休日又は営業若しくは就業の時間に関する制限(事業協同組合等の団体協約の締結に関する事業)

第十七条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、前二条の事業のほか、次の各号に掲げる事業を行なうことができる。

一 組合員の経済的地位の改善に関する団体協約の締結

二 組合員が雇用する労働者の労働条件その他に関する労働協約の締結

三 前各号に掲げる事業に附帯する事業(共済協同組合の事業)

第十八条 共済協同組合は、次の各号に掲げる事業を行なうものとする。

一 組合員のために災害、風水害、地震、盗難、交通事故又は爆発その他の事故によりその財産に生ずることのある損害をうめるための共済事業

二 前号に掲げる事業に附帯する事業

三 共済事業に関する知識の普及を図るための調査研究及び情報の提供に関する施設

四 前各号に掲げる事業に附帯する事業(信用協同組合の事業)

第十九条 信用協同組合は、次の各号に掲げる事業を行なうものとする。

一 組合員に対する資金の貸付け

二 組合員のためにする手形の割引

三 組合員の預金又は定期積金の受入れ

四 前各号に掲げる事業に附帯する事業のほか、次に掲げる事業を行なうことができる。

一 金融機関の業務の代理

二 前号の規定により貸付けの業務の代理をする場合において、その貸付けによつて生ずる債務の保証

三 組合員に対する有価証券の貸付け

四 国、地方公共団体その他営利を目的としな

い法人の預金の受入れ

五 組合員と生計を一にする配偶者その他の親族の預金又は定期積金の受入れ

第二項第十号及び第百八十九条第六号(払込取扱銀行等の証明書)の規定の適用については、これらの規定にいう銀行とみなす。

(企業協同組合の事業)

第二十条 企業協同組合は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行なうものとする。

(協同組合連合会の事業)

第二十一条 協同組合連合会は、次の各号に掲げる事業を行なうことができる。

一 会員の預金又は定期積金の受入れ

二 会員に対する資金の貸付け(手形の割引を含む)及び会員のためにするその借入れ

三 金融機関に対して会員が負担する債務の保証又はその金融機関の委任によるその債権の取立て

四 会員が共済事業を行なうことによつて負う共済責任の再共済

五 生産、加工、修理、販売、購買、役務の提供、保管、運送、検査その他協同組合連合会を直接又は間接に構成する者(以下「所属員」という)の事業に関する共同施設

六 所属員の事業の用に供するための団地の造成

七 所属員のためにする試験研究

八 所属員の福利厚生に関する施設

九 所属員の雇用する労働者の集団的雇入れ及びその労働者に係る労働時間、宿舍等の労働条件の改善に関する事業

十 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

十一 会員たる組合の事業についての指導及び連絡

十二 前各号に掲げる事業に附帯する事業

2 前項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号、第十号及び第十一号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業のほか、他の事業

を行なうことができない。

3 第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第二号、第四号、第十号及び第十一号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業のほか、他の事業を行なうことができない。

4 第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会については、第十九条第二項第一号から第四号まで、第七号及び第九号の規定を準用する。

5 協同組合連合会であつて、政令で定める割合に相当する数以上の事業協同組合又は商店街協同組合のいずれかで組織するものについては、第十五条第三項の規定を準用する。

第二十二條 協同組合連合会は、前条の事業のほか、会員で行なう調整事業についての総合調整及びこれに附帯する事業（以下「総合調整事業」という。）を行なうことができる。

2 前条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会であつて、政令で定める割合に相当する数以上の信用協同組合で組織するものであり、かつ、都道府県の区域をその地区とするものは、同条の事業のほか、第十六条第二号ニ又はホに掲げる事業及びこれらに附帯する事業を行なうことができる。

第二十三條 協同組合連合会は、前二条の事業のほか、次の各号に掲げる事業を行なうことができる。

一 所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

二 所屬員が雇用する労働者の労働条件その他に関する労働協約の締結

三 前各号に掲げる事業に附帯する事業

第二四條 共同経済事業
（事業協同組合等の行なうる経済事業の制限）

第二十四條 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、第十五条第一項第五号に掲げる事業として締結する火災、風水害、地震、盗難、交

通事故又は爆発その他の事故により当該組合員の財産に生ずることのある損害をりめるための共済契約においては、共済契約者一人につき共済金額の総額を三十万円をこえるものと定めてはならない。

（員外利用）

第二十五條 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、組合員の利用に支障がない場合に限る。組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

（倉庫証券）

第二十六條 保管事業を行なう事業協同組合は、主務大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉庫証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた事業協同組合は、組合員たる寄託者の請求により、寄託物の倉庫証券を交付しなければならぬ。

3 第一項の倉庫証券については、商法第六百二十七条第二項（預証券に関する規定の準用）及び第六百二十八条（倉庫証券による質入れ）の規定を準用する。

4 第一項の場合については、倉庫法（昭和三十一年法律第百二十一号）第六條第二項、第八條第二項、第十二條、第二十二條及び第二十七條（監督）の規定を準用する。この場合において、同法第十二條中「第五条第四号の基準」とあるのは、「主務省令で定める」と読み替へるものとする。

第二十七條 前条第一項の許可を受けた事業協同組合の作成する倉庫証券には、その事業協同組合の名称を冠する倉庫証券という文字を記載しなければならぬ。

第二十八條 事業協同組合が倉庫証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六月を限度として更新することができる。ただし、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第二十九條 事業協同組合が倉庫証券を発行した場合同については、商法第六百六条から第六百十九条まで及び第六百二十四条から第六百二十六条まで（寄託者又は証券の所持人の権利及び倉庫営業者の責任）の規定を準用する。

（商品券）

第三十條 事業協同組合又は商店街協同組合が第十五条第三項の規定により商品券を発行したときは、組合員は、これに対してその取扱商品につき引換への義務を負う。

2 事業協同組合又は商店街協同組合が商品券を発行した場合において、その組合員が商品券の引換えをすることができないとき、又はその引換えを停止したときは、その事業協同組合又は商店街協同組合は、商品券の所有者に対し、券面に表示した金額を限度として、弁済の責めを負う。

3 商品券を発行した事業協同組合又は商店街協同組合が自ら商品を取戻す場合においては、前二項中「組合員」とあるのは、「事業協同組合又は商店街協同組合及び組合員」と読み替へるものとする。

（共済金額の制限）

第三十一條 共済協同組合は、危険を同一にする共済目的についての共済金額の総額が当該共済契約を締結する事業年度の直前の事業年度終了の日における次の各号に掲げる額の合計額（当該事業年度終了の日において決算上の損失の金額があるときは、その金額を控除した金額）の百分の十五に相当する金額をこえる共済契約を締結することができない。ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 出資総額

二 第六百十六條第一項の規定により積み立てた

準備金の額

三 第六百十六條第五項に規定する責任準備金のうち主務省令で定める金額

四 任意積立金の額

五 地方公共団体又は金融機関が当該共済協同組合のために支払を保証した金額
（共済の目的の譲渡等）

第三十二條 共済契約の共済の目的が譲渡された場合においては、譲受人は、共済協同組合の承諾を得て、その目的に關し譲渡人が有する共済契約上の権利義務を承継することができる。この場合において、当該目的がその譲渡により共済協同組合の組合員、組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者（以下「組合員等」という。）の財産でなくなつたときは、当該目的は、当該共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第八十條の規定を適用する。

2 前項の規定は、死亡又は合併により共済の目的が承継された場合について準用する。

3 組合員等が組合員等でなくなつた場合（前項に規定する場合を除く。）において、その際締結されていた共済契約の目的のうち、その組合員等でなくなつたことにより組合員等の財産でなくなつた財産があるときは、当該財産は、当該財産に係る共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第十八條の規定を適用する。

（商法等の準用）

第三十三條 商法第三編第十章第一節第一款（第六百五十五條第一項及び第六百四十四條を除く。）（損害保険の総則）及び第二款（火災保険）の規定は、共済協同組合が締結する共済契約について準用する。

2 保険募集の取締りに關する法律（昭和三十三年法律第七十一号）の規定は、共済協同組合の行なうる共済事業に準用する。この場合において、同法中「大藏大臣」又は「大藏省」とあるのは「主務大臣」と、同法第十八條第一項中「その役員若しくは使用人又は同項の規定により登録さ

れた損害保険代理店に対する場合」とあるのは「その共済協同組合の組合員又はその共済協同組合の役員若しくは職員に対する場合」と読み替へるものとする。

(企業協同組合の事業に従事する者等)
第三十四条 企業協同組合の組合員の三分の二以上は、企業協同組合の行なう事業に従事しなければならない。

2 企業協同組合の行なう事業に従事する者の二分の一以上は、組合員でなければならない。
3 企業協同組合の組合員は、總會の承認を得なければ、自己又は第三者のために企業協同組合の行なう事業の部類に属する取引をしてはならない。

4 組合員が前項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、企業協同組合は、總會の議決により、これをもつて企業協同組合のためにしたものとみなすことができる。

5 前項に定める権利は、他の組合員の一人がその取引を知つた時から二月間行使しないときは、消滅する。取引の時から一年を経過したときも同様とする。

(共同経済事業に関する規定の協同組合連合会への準用)
第三十五条 協同組合連合会(第二十一条第一項第一号又は第四号に掲げる事業を行なうものを除く。)については、第二十四条から第二十九条までの規定を準用する。

2 第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会については、第三十二条第一項前段及び第三十三条第一項の規定を準用する。
3 第二十一条第五項の協同組合連合会であつて、同項において準用する第十五条第三項に規定する事業を行なうものについては、第三十条の規定を準用する。

第三款 調整事業
(調整規程の認可)
第三十六条 事業協同組合、下請協同組合、商店

街協同組合又は環境衛生協同組合(以下「事業協同組合等」といふ。)であつて中小企業者以外の者が加入できることとなつてゐるものは、調整事業を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を定めた規定(以下「調整規程」といふ。)を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第十六条第一号又は第二号に掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行なう期間
二 前号に掲げる制限を実施するための検査の方法
三 手数料又は過怠金に関する事項

第三十七条 主務大臣は、前条の認可の申請に係る調整規程が次の各号(合理化事業に係る調整規程については、第二号及び第三号)に適合すると認めるときでなければ、同条の認可をしてはならない。

一 第十六条第一号に掲げる事態を克服するための最少限度をこえないこと。
二 不当に差別的でないこと。
三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

2 主務大臣は、前条の認可に係る処分をする場合において、その認可の申請に係る事業協同組合等の資格事業について第十六条第一号に掲げる事態が生じているかどうかを判断するに当たつては、中小企業審議会に諮問して定める基準に従わなければならない。

第三十八条 主務大臣は、第三十六条の認可の申請を受理した日から二月以内に、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 前項の期間内に同項の通知が発せられなかつたときは、その期間が満了した日に、第三十六条の認可があつたものとみなす。この場合には、事業協同組合等は、主務大臣に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3 主務大臣が第三十六条の認可の申請に関し、

事業協同組合等に報告を求め、又は関係行政機関に照会を発したときは、その日から主務大臣がその報告又は照会に対する回答を受理するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。この場合において、主務大臣は、関係行政機関に照会を発したときは、遅滞なく、その旨をその事業協同組合等に通知しなければならない。

(調整規程の変更・命令及び認可の取消)
第三十九条 主務大臣は、調整規程の内容が第三十七条第一項各号(合理化事業に係る調整規程については、同項第二号及び第三号、以下第七十三条第四項において同じ。)に適合するものでなくなつたと認めるときは、その事業協同組合等に対し、その調整規程を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

(調整規程の届出)
第四十条 事業協同組合等であつて中小企業者のみが加入できることとなつてゐるもの及び勤労事業協同組合は、調整事業を実施しようとするときは、調整規程を設定し、主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(調整規程の廃止の届出)
第四十一条 事業協同組合等及び勤労事業協同組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(調整規程の設定等の議決)
第四十二条 調整規程の設定、変更及び廃止は、總會の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、総組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3 調整規程の設定は、第一項の規定にかかわらず、創立總會の議決によつてすることができる。

(過怠金)
第四十三条 事業協同組合等又は勤労事業協同組

合は、調整規程で定めるところにより、調整規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができ。

(監査員)
第四十四条 事業協同組合等又は勤労事業協同組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施に関する監査を行なうため、監査員を置くことができる。

(従業員に対する配慮)
第四十五条 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員は、調整規程に従いその事業活動を制限するに当たつては、その従業員に不利益を及ぼすことがないように努めなければならない。

第四十六条 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員は、調整規程の実施によりその従業員が離職するに至つた場合においては、その後の従業員の雇入れについてその離職した者に優先権を与えるように努めなければならない。

(総合調整規程の認可等)
第四十七条 総合調整事業を行なう協同組合連合会であつて第三十六条の規定の適用を受けるべき事業協同組合等が加入できることとなつてゐるものは、総合調整事業を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を定めた規程(以下「総合調整規程」といふ。)を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 会員たる組合が行なう第十六条第一号又は第二号に掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行なう期間の総合調整
二 前号に掲げる制限を実施するための検査の方法の総合調整
三 手数料及び過怠金に関する事項の総合調整

2 第四十条の規定の適用を受けるべき事業協同組合等又は勤労事業協同組合のみが加入できることとなつてゐる協同組合連合会が行なう総合調整事業については、同条の規定を準用する。この場合において、同条中「調整規程」とあるの

は、「総合調整規程」と読み替えるものとする。
3 第二十二條第二項の協同組合連合会が行なう調整事業については、第三十六條から第三十九條まで及び第四十一條から第四十六條までの規定を準用する。

(準用)
第四十八條 協同組合連合会が行なう総合調整事業については、第三十七條から第三十九條まで及び第四十一條から第四十四條までの規定を準用する。

第四款 団体協約

(団体協約の内容)

第四十九條 第十七條第一号又は第二十三條第一号に掲げる団体協約は、組合員又は所屬員のた

めにする取引条件に関するもの、組合員又は会

員のための調整事業又は総合調整事業に関

するものその他組合員又は所屬員の経済的地位

の改善に関するものとする。

(団体協約の効力)

第五十條 第十七條第一号に掲げる団体協約は、

あらかじめ総会の承認を得て、同号に掲げる団

体協約であることを明記した書面をもつてする

ことによつて、その効力を生ずる。

2 第十七條第一号に掲げる団体協約は、直接に

組合員に対してその効力を生ずる。

3 組合員の締結する契約であつて、その内容が

第十七條第一号に掲げる団体協約に定める基準

に違反するものについては、その基準に違反す

る契約の部分は、その基準によつて契約したも

のとみなす。

(団体交渉の応諾)

第五十一條 事業協同組合等又は勤労事業協同組

正当な理由がない限りその交渉に応じなければ
ならない。
第五十二條 次の各号の一に該当する者は、事業
協同組合等又は勤労事業協同組合の代表者(こ
れらの組合が会員となつて協同組合連合会
の代表者を含む。)が政令で定めるところによ
り、調整規程又はその案を示してその調整規程
による調整事業に關し第十七條第一号に掲げる
団体協約を締結するため交渉したい旨を申し
出たときは、正当な理由がない限りその交渉に
応じなければならない。
一 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組
合員と資格事業に關し取引關係にある事業者
であつて、中小企業者(組合を除く。)以外の
もの
二 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組
合員と資格事業に關し取引關係にある事業者
をもつて組織する組合、輸出組合若しくは輸
入組合又は他の法律によつて設立された協同
組合若しくはこれに類する団体で政令で定め
るもの
三 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組
合員たる資格を有する者であつて、中小企業
者(組合を除く。)以外のもの
四 地区内において資格事業を行なう事業者
(農業協同組合、水産業協同組合、消費生活
協同組合及びこれに類する団体で政令で定め
るもの並びに資格事業を営む者を除く。)であ
つて、事業協同組合等又は勤労事業協同組合
の組合員たる資格を有しないもの(政令で定
める者に限る。)
2 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の代表
者は、調整規程が設定又は変更される前にその
案に係る調整事業に關し、前項の規定による申
出をしようとするときは、その申出に係る団体
協約の内容及びその申出の相手方につき総会の
承認を得なければならない。
第五十三條 主務大臣は、第五十一條又は前條第
(勸告)

一項の規定による申出が行なわれた場合におい
て、その事業協同組合等又は勤労事業協同組合
の組合員たる中小企業者の経営の安定のため特
に必要があると認めるときは、その事業協同組
合等若しくは勤労事業協同組合又はその交渉の
相手方に対し、団体協約の締結に關し必要な勸
告をすることができ、同様とする。
(団体協約の認可)
第五十四條 事業協同組合等であつて中小企業者
以外の者が加入できることとなつてゐるもの
が、その行なう調整事業に關し組合員たる資格
を有する者と締結する第十七條第一号に掲げる
団体協約は、主務大臣の認可を受けなければ、
その効力を生じない。これを變更しようとする
ときも、同様とする。
2 主務大臣は、前項の認可の申請に係る団体協
約又はその變更が次の各号に適合すると認める
ときでなければ、前項の認可をしてはならな
い。
一 安定事業に係るものにあつては、第十六條
第一号に掲げる事態を克服するため必要な最
少限度をこえないこと。
二 合理化事業に係るものにあつては、第十六
條第二号に規定する要件に適合すること。
三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に
害するおそれがないこと。
四 その団体協約又はその變更後の団体協約の
定めによりその相手方が遵守すべきこととな
る事項が組合員が調整規程の定めにより遵守
すべき事項と同一であること。
3 第一項の団体協約については、第三十八條、
第三十九條及び第四十一條の規定を準用する。
この場合において、第三十九條中「第三十七條
第一項各号(合理化事業に係る調整規程につい
ては、同項第二号及び第三号。以下第七十三
條第四項において同じ。)」とあるのは、「第五十
條第二項各号」と読み替へるものとする。
(団体協約の届出)
第五十五條 事業協同組合等であつて中小企業者

のみが加入できることとなつてゐるもの及び勤
労事業協同組合は、その行なう調整事業に關し
組合員たる資格を有する者と第十七條第一号に
掲げる団体協約を締結したときは、当該団体協
約を主務大臣に届け出なければならない。これ
を變更したときも、同様とする。
2 前項の団体協約については、第四十一條の規
定を準用する。
(団体協約の一般的拘束力)
第五十六條 一の親事業者と組合との団体協約で
定める製造委託又は修理委託に係る取引条件に
關する事項については、同種の製造委託又は修
理委託について当該親事業者と取引關係がある
下請事業者の四分の三以上の数の下請事業者が
当該団体協約の適用を受けることとなつたとき
は、当該組合の組合員(当該組合が協同組合連
合会である場合にあつては、その所屬員たる組
合員)以外の下請事業者であつて、同種の製造
委託又は修理委託について当該親事業者と取引
關係があるものに対しても、当該団体協約が適
用されるものとする。
(協同組合連合会の団体協約)
第五十七條 協同組合連合会であつて第五十四條
の規定の適用を受ける事業協同組合等が加入で
きることとなつてゐるものを行なう第二十三條
第一号に掲げる団体協約については、第五十條
から第五十四條までの規定を、協同組合連合会
であつて第五十五條の規定の適用を受ける事業
協同組合等又は勤労事業協同組合のみが加入で
きることとなつてゐるものを行なう第二十三條
第一号に掲げる団体協約については、第五十條
から第五十三條まで及び第五十五條の規定を準
用する。この場合において、第五十四條第一項
及び第二項第四号並びに第五十五條中「組合員」
とあるのは「会員たる組合の組合員」と、第五十
二條第一項及び第五十三條中「事業協同組合等
又は勤労事業協同組合の組合員」とあるのは「協
同組合連合会の会員たる組合の組合員」と読み
替へるものとする。

第三節 組合員及び会員

(出資)

第五十八條 組合の組合員又は会員(以下「組合員」と総称する。)は、出資一口以上を有しななければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五(信用協同組合にあつては、百分の十)をこえてはならない。ただし、組合員の数が三人以下の場合には、この限りでない。

4 組合員の責任は、第六十條第一項の規定による経費の負担のほか、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

6 企業協同組合の出資総口数の過半数は、当該組合の行なう事業に従事する組合員が保有しなければならない。

(議決権及び選挙権)

第五十九條 組合員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。ただし、総合調整事業に関する事項については、協同組合連合会の会員に対しては、その組合員の数に依りて、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、二個以上の議決権を与えることができる。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第百三條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行なうことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

(経費の賦課)

第六十條 組合(共済協同組合及び企業協同組合を除く。)は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(使用料及び手数料)

第六十一條 組合(企業協同組合を除く。)は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

(加入の自由)

第六十二條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(加入)

第六十三條 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込み及び組合が加入金を徴収することを定めた場合には、その支払を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

第六十四條 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になつたものとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

第六十五條 組合員は組合の承諾を得なければ、その持分を譲渡することができない。

2 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(自由脱退)

第六十六條 組合員は、三月前までに予告し、事業年度の終りに於いて脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)

第六十七條 組合員は、次の各号に掲げる理由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

四 第七十四條、第七十六條及び第七十七條の規定による公正取引委員会の審決

2 除名は、次の各号に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その總會の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、總會において、弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める理由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもちつてその組合員に対抗することができない。

(脱退者の持分の払い戻し)

第六十八條 組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終りにおける組合の財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するに当たり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款で定めるところにより、脱退

した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

(時効)

第六十九條 前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(払戻しの停止)

第七十條 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払い戻しを停止することができる。

(出資口数の減少)

第七十一條 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない理由があると認められるときは、定款で定めるところにより、事業年度の終りに於いて、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合については、第六十八條及び第六十九條の規定を準用する。

第四節 設立

(設立の要件)

第七十二條 調整事業を行なう事業協同組合、下請協同組合及び環境衛生協同組合は、組合員たる資格を有する者の二分の一以上が組合員となるのでなければ、設立することができない。

2 中小企業者(下請協同組合にあつては、下請事業者。以下この項において同じ。)以外の者が加入することができる事業協同組合、下請協同組合及び環境衛生協同組合は、一定の取引分野における事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれている事業を資格事業とするものであり、その地区内における組合員たる資格を有する者の三分の二以上が中小企業者であり、かつ、総組合員の三分の二以上が中小企業者であるものでなければ、設立することができない。

3 商店街協同組合は、商業又はサービス業に属する事業を営む者の五十人以上が近接してその事業を営む地域であつてその相当部分が商店街を形成しているものをその地区とするのでな

れば、設立することができない。

4 商店街協同組合は、組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となり、かつ、小売業又はサービス業を営む者の数が総組合員の二分の一以上になるのなければ、設立することができない。

5 共済協同組合は、千人以上の者が組合員となるのなければ設立することができない。

6 信用協同組合は、三百人以上の者が組合員となるのなければ設立することができない。

7 調整事業又は総合調整事業を行なう協同組合連合会は、会員たる資格を有する組合の三分の二以上が会員となるのなければ、設立することができない。

(発起人)
第七十三条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合、信用協同組合又は企業協同組合を設立するにはその組合員にならうとする四人以上の者が、協同組合連合会を設立するにはその会員にならうとする二以上の組合が発起人となることを要する。

(共済協同組合等の出資の総額)
第七十四条 共済協同組合の出資の総額は、二百万円以上でなければならぬ。

2 第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の出資の総額は、五百万円以上でなければならぬ。

(創立総会)
第七十五条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上の多数で決する。

6 創立総会については、第五十九条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「中小企業組織法第七十五条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為ス」とあり、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「中小企業組織法第七十五条第五項」と読み替へるものとする。

(設立の認可)
第七十六条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならぬ。

2 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、前項の書類のほか、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書、責任準備金算出方法書及び常務に就する役員の名を記載した書面を提出しなければならぬ。

8 信用協同組合又は第二十一条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、第一項の書類のほか、業務の種類及び方法並びに常務に就する役員の名を記載した書面を提出しなければならない。

4 主務大臣は、前二項に規定する組合以外の組合の設立については、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

合の設立については、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 第七十二条第一項、第二項、第三項、第四項又は第七項に規定する要件を備えていないとき。

二 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

三 主務大臣は、第二項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 共済協同組合にあつては、第七十二条第五項に規定する要件を備えていないとき。

二 設立の手續又は定款、事業方法書若しくは事業計画の内容が法令に違反するときは、

三 共済の目的につき危険の分散が十分に行なわれないとき、及び共済契約の締結の見込みが少なく認められるとき。

四 事業方法書、事業計画、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書の内容が経営の健全性を確保し、又は組合員その他の共済契約者の利益を保護するのに適当でないとき。

主務大臣は、第三項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

の健全性を確保し、又は預金者その他の債権者の利益を保護するのに適当でないとき認められるとき。

7 第一項の認可については、第三十八条の規定を準用する。

(理事への事務引継ぎ)
第七十七条 発起人は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

(出資の第一回の払込み)
第七十八条 理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

2 前項の第一回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならぬ。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立の後にすることを妨げない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、信用協同組合又は第二十一条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会にあつては、理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の全額の払込みをさせなければならない。

(成立の時期)
第七十九条 組合は、主たる事業所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出)
第八十条 組合は、成立の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

第五節 管理

第八十一条 組合の設立については、商法第四百二十八条(株式会社)の設立の無効)の規定を準用する。

(定款)

第八十二条 組合の定款には、次の各号に掲げる事項(共済協同組合にあつては第八号に掲げる事項を、企業協同組合にあつては第三号及び第八号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所所在地
- 五 組合員たる資格に関する規定
- 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 七 出資一口の金額及びその払込みの方法
- 八 経費の分担に関する規定
- 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 十 準備金の額及びその積立ての方法
- 十一 役員の数及びその選挙に関する規定
- 十二 事業年度
- 十三 公告の方法
- 2 共済協同組合及び第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金額又は再共済金額の削減及び共済掛金又は再共済料の追徴に関する事項を記載しなければならない。
- 3 組合の定款には、前二項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の理由を定めたときはその時期又はその理由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名又は名称、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名又は名称を記載しなければならない。

三 役員に関する規定

第八十四条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

- 四 組合員に関する規定
- 五 その他必要な事項
- 2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。
- 3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。
- 4 理事(企業協同組合の理事を除く。以下この項において同じ。)の定数の少なくとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならない。
- 5 企業協同組合の役員は、組合員でなければならない。ただし、設立当時の役員は、組合員にならうとする者でなければならない。
- 6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。
- 7 役員は、無記名投票によつて行なう。
- 8 投票は、一人につき一票とする。
- 9 第七項の規定にかかわらず、役員は、出資者中に異議がないときは、指名推選の方法によつて行なうことができる。
- 10 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会(設立当時の役員は、創立総会)にかり、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。
- 11 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

が あつたときは、その変更の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届けなければならない。

第八十六条 役員は、三年以内において定款で定める期間とする。

- 2 設立当時の役員は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。
- (理事會)
- 第八十七条 組合の業務の執行は、理事会が決する。
- 第八十八条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
- 2 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。
- (役員兼任禁止)
- 第八十九条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。
- 2 次の各号に掲げる者は、その組合の理事となつてはならない。
 - 一 組合の事業と実質的に競争関係にある事業であつて、資格事業以外のものを行なう者(法人である場合には、その役員)
 - 二 資格事業又はこれと実質的に競争関係にある事業を行なう者(中小企業者を除く。)であつて、組合員でない者(法人である場合には、その役員)
- (理事の自己契約)
- 第九十条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限る。組合と契約することができる。この場合は、民法明治二十九年法律第八十九号(第九百八条)自己契約の規定を適用しない。
- (理事の責任)
- 第九十一条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第九十三条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

第九十二条 理事は、定款、規約、調整規程又は総合調整規程並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 組合員名簿には、各組合員について次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 加入の年月日
 - 三 出資口数、払込済金額及びその払込みの年月日
- 3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)
- 第九十三条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。
- 2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。
- 3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- (会計帳簿等の閲覧等)
- 第九十四条 組合員は、総組合員の十分の一以上

の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員改選)

第九十五条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に附し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 前項の場合については、第一百一条第二項及び第一百二条の規定を準用する。

(商法等の準用)

第九十六条 理事及び監事については、商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十八條第一項(欠員の場合の処置)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴え)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五條(代表権の委任)並びに商法第二百五十四條ノ二(取締役の職務)、第二百六十一條から第二百六十二條まで(会社代表)及び第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第九十一條並びに商法第二百七十四條(報告を求め調査をなす権限)及び第二

百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、理事会については、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)及び第二百六十條ノ三(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「中小企業組織法第九十三條第二項」と読み替へるものとする。

(顧問)

第九十七条 組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時、組合の重要事項に關し助言を求めることができる。ただし、顧問は、組合を代表することができない。

(参事及び会計主任)

第九十八條 組合は、理事会の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

2 参事については、商法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條(支配人)の規定を準用する。

第九十九條 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事会は、その参事又は会計主任の解任の可否を決議しなければならない。

4 理事は、前項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(総会の招集)

第一百條 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第一百一條 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求があつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

第一百二條 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、主務大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者が不在の場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

(総会招集の手続)

第一百三條 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第一百四條 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)

第一百五條 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 規約の設定、変更又は廃止
- 三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- 四 経費の賦課及び徴収の方法
- 五 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

3 前項の認可については、第七十六條第四項から第七項までの規定を準用する。

第十六項までの規定を準用する。

(総会の議事)

第一百六條 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決を加わる権利を有しない。

4 総会においては、第一百三條の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときはこの限りでない。

(特別の議決)

第一百七條 次の各号に掲げる事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 組合の解散又は合併
- 三 組合員の除名
- 四 事業の全部の譲渡

(商法の準用)

第一百八條 総会については、商法第二百三十一條(総会の招集の決定)、第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三條(総会の延期又は執行の決議)、第二百四十四條(株主総会の議事録)、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條(株主総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「中小企業組織法第九十三條」と、同法第二百四十七條第一項中「第二百四十三條」とあるのは「中小企業組織法第九十七條」と読み替へるものとする。

(総代会)

第一百九條 組合員の総数が二百人をこえる組合(企業協同組合を除く)は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けること

とができる。

2 総代は、定款で定めるところにより、組合員のうちから、その住所、事業の種類等に応じて公平に選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時における組合員の総数の十分の一（組合員の総数が千人をこえる組合にあつては百人）を下つてはならない。

4 総代の選挙については、第八十四条第七項及び第八項の規定を準用する。

5 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

6 総代会については、總會に關する規定を準用する。この場合においては、第五十九条第二項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」と読み替へるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙（補欠の総代の選挙を除く。）をし、又は第七十七条第二号若しくは第四号に掲げる事項について議決することができない。

（出資一口の金額の減少）
第百十條 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を公告し、かつ、預金者及び定期積金の積金者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

第百十一條 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条株式会社の資本減少の無効の規定を準用する。

（共済協同組合等の事業方法書等の変更）
第百十二條 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済算出方法書及び責任準備金算出方法書で定めたる事項の変更をするには、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可については、第三十八条の規定を準用する。

（信用協同組合等の事業の全部の譲渡）
第百十三條 信用協同組合又は第二十一条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会がその事業の全部を譲渡するには、總會の議決を経なければならない。

2 前項に規定する組合がその事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

3 前項の公告をしたときは、第一項に規定する組合の貸付金の債務者に対し、民法第四百六十七条の規定による確定日附のある証書をもつてする通知をしたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

4 第一項に規定する組合の事業の全部の譲渡については、第百十條及び第百十一条の規定を準用する。

（共済協同組合等の事業の譲渡の禁止）
第百十四條 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、その事業を譲渡することができない。

（共済協同組合等の余裕金運用の制限）
第百十五條 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、その業務上の余裕金を次の各号に掲げる方法によるほか運用してはならない。ただし、主務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 銀行、相互銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工協同組合連合会若しくは協同組合連合会であつて、業として預金若しくは貯金の受入れをすることができものへの預金、貯金又は金銭信託

二 郵便貯金
三 國債、地方債又は主務省令で定める有価証券の取得
（準備金及び繰越金）
第百十六條 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失をうめる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4 第十五条第一項第七号又は第二十一条第一項第十号に掲げる事業を行なう組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

5 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、毎事業年度末に、責任準備金及び支払準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

6 前項の責任準備金及び支払準備金に關し必要な事項は、主務省令で定める。

（剰余金の配当）
第百十七條 組合は、損失をうめ、前条第一項の準備金及び同条第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員が組合の事業を利用した分量に應じ、又は年一割をこえない範囲内において払込

3 企業協同組合にあつては、前項の規定にかかわらず、剰余金の配当は、定款で定めるところにより、年一割をこえない範囲内において払込済出資額に應じてし、なお剰余があるときは、組合員が企業協同組合の事業に従事した程度に応じなければならない。

第百十八條 組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の払込みを終るまでは、その組合員に配当する剰余金をその払込みに充てることができる。

（組合の持分取得の禁止）
第百十九條 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第六節 解散及び清算
（解散の理由）
第百二十條 組合は、次の各号に掲げる理由によつて解散する。

一 總會の決議
二 組合の合併
三 組合の破産
四 定款で定める存立時期の満了又は解散理由の発生
五 第百八十六条第一項又は第二項の規定による解散の命令

2 組合は、前項第一号又は第四号に掲げる理由により解散したときは、解散の日から二週間以内、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、第一項次の各号に掲げる理由のほか、第百八十八条において準用する保険業法（昭和四十年法律第四十一号）第十二条第一項の規定により認可を取り消されたときは、これによつて解散する。

4 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない、その効

力がない。

力を生じない。

(合併の手続)

第二百一十一条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。

2 組合の合併については、第一百十條及び第一百十條の規定を準用する。

3 合併は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 前項の認可については、第七十六條第四項から第七項までの規定を準用する。

第二百二十二條 合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員は、最初の通常総会の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第七十七條の規定を準用する。

4 第一項の規定による役員は、選任については、第八十四條第四項本文及び第五項本文の規定を準用する。

(合併の時期及び効果)

第二百二十三條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所所在地において、合併の登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する組合又は合併によつて消滅した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(その組合がその行なう事業に關し、主務大臣の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(商法等の準用)

第二百二十四條 組合の合併については、商法第四條から第六條まで及び第八條から第十條まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法第三百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(清算人)

第二百二十五條 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 共済協同組合又は第二十一條第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会が第八十八條において準用する保険業法第十二條第一項の規定による認可の取消しにより解散したときは、前項の規定及び第八十八條において準用する商法第四百七十七條第二項の規定にかかわらず、主務大臣が清算人を選任する。

(解散後の共済金額の支払)

第二百二十六條 共済協同組合又は第二十一條第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、総会の決議、第八十八條において準用する保険業法第十二條第一項の規定による認可の取消し又は第八十六條第一項若しくは第二項の規定による解散命令により解散したときは、共済金額を支払うべき理由が解散の日から三月以内を生じた共済契約については、共済金額を支払わなければならない。

2 前項の組合は、第二百二十條第一項第四号に掲げる理由により解散したときは、その解散の日から共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。

3 第一項の組合は、同項に掲げる理由により解散したときは、同項の期間が経過した日から共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。

(財産処分の順序)

第二百二十七條 共済協同組合又は第二十一條第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の清算人は、次の順序に従つて組合の財産を処分しなければならない。

一 一般の債務の弁済

二 共済金額並びに前条第二項及び第三項に規定する共済掛金の支払

三 残余財産の分配

(商法等の準用)

第二百二十八條 組合の解散及び清算については、商法第六十六條、第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十九條第二項及び第三項、第三百三十一條、第四百十七條第二項、第四百十八條から第四百二十四條まで、第四百二十六條及び第四百二十七條(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二、第三十七條ノ二、第三百三十六條、第三百三十七條、第三百三十八條及び第三百三十九條ノ三(法人の清算の監督)の規定を、組合の清算人については、第八十七條から第九十四條まで、第九十一條第二項及び第九十二條並びに第九十三條(特別利害關係人の議決権)、第九十四條第二項(取締役と会社との關係)、第二百五十四條ノ二(取締役の職務)、第二百五十九條から第二百二十九條ノ三まで(取締役会の招集)、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締役の職会の議事録及び会社代表)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴え)、第二百七十二條(株主の差止請求権)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「中小企業組織法第九十二條第二項」と、同法第四百十七條第二項中「前項」とあるのは「中小企業組織法第九十二條第二項」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替へるものとする。

第七節 事業活動の規制に關する命令等

第二百二十九條 主務大臣は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、安定事業を実施している事業協同組合等(第十四條第三項第一号に掲げる下請協同組合を除く。以下この条において同じ)の組合員たる資格を有する者であつてそれぞれその組合員以外のものの事業活動が第十六條第一号に掲げる事態の克服を阻害しており、又は当該事業協同組合等の組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することができず、若しくはその方法によつてその事態を克服するに適當でないと認められる場合において、このような状態が継続することは、その地区内において資格事業を行なう中小企業者(下請協同組合が安定事業を実施している場合)に於ては、下請事業者。以下この条において同じ)の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を参酌して、その資格事業に係る同号に掲げる制限を定め、その組合員たる資格を有する者に対し、これに従ふべきことを命ずることができる。

一 事業協同組合、下請協同組合及び環境衛生協同組合にあつてはその地区内において資格事業を行なう者であつて中小企業者以外のものが、商店街協同組合にあつてはその地区内において事業を行なう者であつて小売業又はサービス業に屬する事業を行なう中小企業者以外のものが加入することができること。

二 組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となつていないこと。

三 その地区内における資格事業の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていないこと。

第二百三十條 主務大臣は、次に掲げる要件を備え、かつ、総合調整事業のうち安定事業に係るものを実施している協同組合連合会の地区内において資格事業を行なう者であつてその会員たる事業協同組合等(安定事業を実施しているも

のに限る。以下この条において同じ。の組合員以外のもの事業活動がその地区の全部若しくは大部分について第十六条第一号に掲げる事態の克服を阻害しており、又はその協同組合連合会の会員たる事業協同組合等の全部若しくは大部分が組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては、同号に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でない」と認められる場合において、このような状態が継続することは、資格事業を行なう中小企業者（政令で定める割合に相当する数以上の下請協同組合で組織する協同組合連合会が総合調整事業のうち安定事業に係るものを実施している場合にあつては、下請事業者。以下この条において同じ）の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その総合調整規程の内容を参酌して、その資格事業に係る同号に掲げる制限を定め、当該協同組合連合会の会員たる資格を有する組合の組合員たる資格を有する者に対し、これに従うべきことを命ずることができ

る。一 会員たる事業協同組合等のすべてが前条第一号の要件を備えていること。二 会員たる資格を有する組合の組合員たる資格を有する者の総数の三分の二以上が会員たる組合の組合員となつてゐること。（設備新設の制限命令）

備又は役務の提供のための設備の新設の制限又は禁止を命ずることができ。 （命令の決定及び形式）

て、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があるとき、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部の処理についてその命令に係る組合（協同組合連合会にあつては、その会員たる組合を含む）に対し必要な協力を求めることができる。 （手数料）

第三百三十二條 第二百二十九條又は第三百三十條の規定による命令は、その組合が総会の議決を経て申し出た場合でなければすることができない。二 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、第二百二十九條又は第三百三十條の規定による命令をすることができ、その申出をした組合にその結果を通知しなければならない。

第三百三十三條 主務大臣は、第二百二十九條から第三百三十一條までの規定による命令をしようとするときは、聴聞を行ない、広く一般の意見をきかなければならない。 （調整規程等の変更命令）

第三百三十七條 第二百二十九條又は第三百三十條の規定による命令に基づく登録、割当て、検査その他の処分を受ける者は、主務省令で定めるところにより、その処分をするのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において主務省令で定める額の手数を納付しなければならない。 （秘密保持義務）

（全国中央会）

第三百三十四條 主務大臣は、第二百二十九條若しくは第三百三十條の規定による命令をしようとするときは、又はその命令をした後において、特に必要があるとき、その命令に係る組合（協同組合連合会を含む）に対し、その調整規程又は総合調整規程を変更すべきことを命ずることができる。 （命令の変更又は取消し）

第三百三十五條 主務大臣は、第二百二十九條から第三百三十一條までの規定による命令をした後において、これらの規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならぬ。 （事務の処理）

第三百三十八條 第二百三十一條の規定により第九十九條若しくは第九十條の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 第三章 中央会 第一節 通則

（名称）

第三百三十一條 主務大臣は、政令で定める資格事業につき、第二百二十九條又は前条の規定により生産の設備の制限、販売のための設備の制限若しくは役務の提供のための設備の制限に關する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認められるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、その命令に係る地区内における当該資格事業に係る物の生産の設備、販売のための設

て、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があるとき、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部の処理についてその命令に係る組合（協同組合連合会にあつては、その会員たる組合を含む）に対し必要な協力を求めることができる。 （手数料）

第三百三十九條 中央会は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。 一 都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」という。）にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する中小企業団体中央会（以下「全国中小企業団体中央会」という。）にあつては、全国中小企業団体中央会

（都道府県中央会）

第三百三十條の規定による命令をする場合において、第二百二十九條又は第三百三十條の規定による命令をする場合において、

第三百三十九條 中央会は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。 一 都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」という。）にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する中小企業団体中央会（以下「全国中小企業団体中央会」という。）にあつては、全国中小企業団体中央会

（都道府県中央会）

第三百三十一條 主務大臣は、政令で定める資格事業につき、第二百二十九條又は前条の規定により生産の設備の制限、販売のための設備の制限若しくは役務の提供のための設備の制限に關する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認められるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、その命令に係る地区内における当該資格事業に係る物の生産の設備、販売のための設

て、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があるとき、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部の処理についてその命令に係る組合（協同組合連合会にあつては、その会員たる組合を含む）に対し必要な協力を求めることができる。 （手数料）

第三百三十九條 中央会は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。 一 都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」という。）にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する中小企業団体中央会（以下「全国中小企業団体中央会」という。）にあつては、全国中小企業団体中央会

（都道府県中央会）

第三百三十條の規定による命令をする場合において、第二百二十九條又は第三百三十條の規定による命令をする場合において、

第三百三十九條 中央会は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。 一 都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」という。）にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する中小企業団体中央会（以下「全国中小企業団体中央会」という。）にあつては、全国中小企業団体中央会

（都道府県中央会）

第三百三十一條 主務大臣は、政令で定める資格事業につき、第二百二十九條又は前条の規定により生産の設備の制限、販売のための設備の制限若しくは役務の提供のための設備の制限に關する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認められるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、その命令に係る地区内における当該資格事業に係る物の生産の設備、販売のための設

て、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があるとき、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部の処理についてその命令に係る組合（協同組合連合会にあつては、その会員たる組合を含む）に対し必要な協力を求めることができる。 （手数料）

第三百三十九條 中央会は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。 一 都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」という。）にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する中小企業団体中央会（以下「全国中小企業団体中央会」という。）にあつては、全国中小企業団体中央会

（都道府県中央会）

第三百三十條の規定による命令をする場合において、第二百二十九條又は第三百三十條の規定による命令をする場合において、

第三百三十九條 中央会は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。 一 都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」という。）にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する中小企業団体中央会（以下「全国中小企業団体中央会」という。）にあつては、全国中小企業団体中央会

（都道府県中央会）

第三百三十一條 主務大臣は、政令で定める資格事業につき、第二百二十九條又は前条の規定により生産の設備の制限、販売のための設備の制限若しくは役務の提供のための設備の制限に關する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認められるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、その命令に係る地区内における当該資格事業に係る物の生産の設備、販売のための設

て、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があるとき、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部の処理についてその命令に係る組合（協同組合連合会にあつては、その会員たる組合を含む）に対し必要な協力を求めることができる。 （手数料）

第三百三十九條 中央会は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。 一 都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」という。）にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する中小企業団体中央会（以下「全国中小企業団体中央会」という。）にあつては、全国中小企業団体中央会

（都道府県中央会）

第三百三十條の規定による命令をする場合において、第二百二十九條又は第三百三十條の規定による命令をする場合において、

第三百三十九條 中央会は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。 一 都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」という。）にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する中小企業団体中央会（以下「全国中小企業団体中央会」という。）にあつては、全国中小企業団体中央会

（都道府県中央会）

第三百三十一條 主務大臣は、政令で定める資格事業につき、第二百二十九條又は前条の規定により生産の設備の制限、販売のための設備の制限若しくは役務の提供のための設備の制限に關する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認められるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、その命令に係る地区内における当該資格事業に係る物の生産の設備、販売のための設

て、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があるとき、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部の処理についてその命令に係る組合（協同組合連合会にあつては、その会員たる組合を含む）に対し必要な協力を求めることができる。 （手数料）

第三百三十九條 中央会は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。 一 都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」という。）にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する中小企業団体中央会（以下「全国中小企業団体中央会」という。）にあつては、全国中小企業団体中央会

（都道府県中央会）

第三百三十條の規定による命令をする場合において、第二百二十九條又は第三百三十條の規定による命令をする場合において、

第三百三十九條 中央会は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。 一 都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」という。）にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する中小企業団体中央会（以下「全国中小企業団体中央会」という。）にあつては、全国中小企業団体中央会

（都道府県中央会）

第三百三十一條 主務大臣は、政令で定める資格事業につき、第二百二十九條又は前条の規定により生産の設備の制限、販売のための設備の制限若しくは役務の提供のための設備の制限に關する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認められるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、その命令に係る地区内における当該資格事業に係る物の生産の設備、販売のための設

て、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があるとき、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部の処理についてその命令に係る組合（協同組合連合会にあつては、その会員たる組合を含む）に対し必要な協力を求めることができる。 （手数料）

第三百三十九條 中央会は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。 一 都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」という。）にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する中小企業団体中央会（以下「全国中小企業団体中央会」という。）にあつては、全国中小企業団体中央会

（都道府県中央会）

一 都道府県中央会の地区内に事務所を有する組合

二 前号に掲げる者以外の者であつて、定款で定めるもの

2 全国中央会の会員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

一 都道府県中央会

二 全都道府県の区域を地区とする組合

三 前二号に掲げる者以外の者であつて、定款で定めるもの

(議決権及び選挙権)

第百四十四条 都道府県中央会の会員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

2 全国中央会の会員は、各一個の議決権及び役員に掲げる者に対しては、定款で定めるところにより、議決権又は選挙権の総数の五十分の一をこえない範囲内において、二個以上の議決権又は選挙権を有することができる。

3 会員は、定款で定めるところにより、第百五十九条第四項において準用する第百三条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行なうことができる。

4 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。

5 都道府県中央会にあつては、代理人は、五人以上の会員を代理することができない。

6 全国中央会にあつては、代理人は、議決権又は選挙権の総数の五十分の一をこえる議決権又は選挙権を代理して行なうことができない。

7 代理人は、代理権を証する書面を中央会に差し出さなければならぬ。

(経費の賦課)

第百四十五条 中央会は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に対抗することができない。

(加入)

第百四十六条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

2 都道府県中央会は、全国中央会が成立したときは、すべてその会員となる。全国中央会が成立した後において成立した都道府県中央会についても同様である。

3 第百四十三条第二号及び第三号に掲げる者が全国中央会に加入しようとする場合には、第一項の規定を準用する。

(脱退)

第百四十七条 都道府県中央会の会員及び都道府県中央会以外の全国中央会の会員は、一月前までに予告して、脱退することができる。

2 全国中央会の会員たる都道府県中央会は、解散によつて脱退する。

3 都道府県中央会の会員及び都道府県中央会以外の全国中央会の会員については、第六十七条の規定を準用する。

第四節 設立

(発起人)

第百四十八条 中央会を設立するには、その会員にならうとする八人以上の者が発起人となることを要する。この場合において、その発起人中に、都道府県中央会にあつては五以上の第百四十三条第一項第一号に掲げる者を、全国中央会にあつては五以上の都道府県中央会を含まなければならぬ。

2 都道府県中央会は、その地区内に主たる事務所を有する組合の五分の一以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

3 全国中央会は、二十五以上の都道府県中央会が会員となるのでなければ、設立することができない。

(創立総会)

第百四十九条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 創立総会については、第七十五条第二項から第五項まで及び第百四十四条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十二条(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セス」とあるのは、「中小企業組織法第百四十九条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セス」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替へるものとする。

(設立の認可)

第百五十条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(準用)

第百五十一条 設立については、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定を準用する。

第五節 管理

(定款)

第百五十二条 中央会の定款には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 会員たる資格に関する規定

五 会員の加入及び退会に関する規定

六 経費の分担に関する規定

七 役員の数及びその選挙に関する規定

八 事業年度

九 公告の方法

(規約)

第百五十三条 次の各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 会員に関する規定

五 その他必要な事項

(役員)

第百五十四条 中央会に、役員として会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

(役員職務)

第百五十五条 会長は、中央会を代表し、理事会の定めるところに従い、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、中央会を代表し、会長を補佐して中央会の事務を掌理し、会長に事故があるときにはその職務を代理し、会長が欠員のときにはその職務を行なう。

3 監事は、中央会の業務及び会計の状況を監査する。

(理事会)

第百五十六条 会長及び理事をもつて理事会を構成する。

2 中央会の業務の執行は、理事会が決する。

3 理事会の議事は、会長及び理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(商法等の準用)

第百五十七条 会長、理事及び監事については、第八十四条第三項、第四項及び第六項から第十一項まで、第八十五条並びに第八十六条並びに商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)及び第二百五十四条ノ二(取締役の義務)の規定を、会長及び理事については、第九十条及び第九十一条並びに民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)及び第五十五条(代表権の委任)の規定を、会長については、第九十二条から第九十四条までの規定を、監事については、第八十九条第一項の規定を、理事会につ

ては、第八十八条第二項及び第九十六條の規定を準用する。この場合において、第八十四條第八項中「一人」とあるのは、「二人(全国中央会にあつては、選挙権一個」と読み替へるものとす

(顧問)

第五百五十八條 中央会は、学識経験のある者を顧問とし、常時、中央会の重要事項に關し助言を求めることが出来る。ただし、顧問は、中央会を代表することができない。

(總會)

第五百五十九條 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならぬ。

2 会長は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、何時でも臨時總會を招集することができる。

3 次の各号に掲げる事項は、都道府県中央会にあつては總會員の半数以上が、全国中央会にあつては議決権の総数の半数以上に当たる議決権を有する会員が出席し、それぞれその議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一定款の変更

二 中央会の解散

三 会員の除名

4 總會については、第一百一条第二項、第二百二條から第二百四條まで、第二百五條第一項及び第二項並びに第二百六條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十四條第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百四十三條(總會の延期又は続行の決議)及び第二百四十四條(總會の議事録)の規定を準用する。この場合において、第二百一十一條第二項中「理事会」とあり、第二百二條中「理事」とあるのは「会長」と、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「中小企業組織法第五十九條第四項ニ於テ準用スル同法第二百三條」と読み替へるものとする。

(總代会)

第六百六十條 会員の総数が二百人をこえる都道府

県中央会は、定款で定めるところにより、總會に代るべき總代会を設けることができる。

2 總代会については、都道府県中央会の總會に關する規定及び第九十九條第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第二百四十四條第五項中「五人」とあるのは「二人」と読み替へるものとする。

3 總代会においては、前項の規定にかかわらず、總代の選挙(補欠の總代の選挙を除く)をし、又は前条第三項第二号に掲げる事項について議決することができない。

(部会)

第六百六十一條 中央会は、定款で定めるところにより、組合の種類ごとに部会を設けることができる。

第六節 解散及び清算

(解散の理由)

第六百六十二條 中央会は、次の各号に掲げる理由によつて解散する。

一 總會の議決

二 破産

三 第六百八十六條第二項の規定による解散の命令

2 中央会は、前項第一号に掲げる理由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(清算人)

第六百六十三條 中央会が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、会長がその清算人となる。ただし、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第六百六十四條 清算人は、就職の後遅滞なく、中央会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを總會に提出して、その承認を求めなければならない。

(財産分配の制限)

第六百六十五條 清算人は、中央会の債務を弁済し

た後でなければ、中央会の財産を分配することができない。

(決算の承認)

第六百六十六條 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出して、その承認を求めなければならない。

(民法等の準用)

第六百六十七條 解散及び清算については、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十二條まで(法人の清算)並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十七條、第三百三十八條並びに第三百三十八條ノ三(法人の清算の監督)の規定を、清算人については、第八十九條第一項、第九十條、第九十二條、第九十三條、第九十一條第二項、第九十二條並びに第二百五十九條第一項及び第二項、民法第四十四條第一項(法人の不法行為能力)並びに商法第二百五十四條第三項(会社と取締役との關係)及び第二百五十四條ノ二(取締役の義務)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは「中小企業組織法第六十三條」と、第三十八條中「理事会」とあるのは「監事」と読み替へるものとする。

第四章 助成

(助成措置) 第六百六十八條 政府は、組合がその組合員(協同組合連合会にあつては、その所屬員)の事業の振興若しくは近代化を図るための共同施設又は従業員福祉厚生を図るための施設を新設し、又は増設する場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、組合に對し、当該施設の新設又は増設に要する経費の一部を補助することができる。

2 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、組合に對し、その事務に要する経費の一部を補助することができる。

第六百六十九條 政府は、事業協同組合若しくは商店街協同組合又は主としてこれらの組合で組織される協同組合連合会が設置する街灯に使用される電気の料金については、他の一般の需要に應じ供給される電気の料金よりも軽減されるように特別の措置を講じなければならない。

(免稅)

第七百七十條 組合の所得のうち、組合事業の利用分量に應じて組合が配当した剰余金の額に相当する金額については、その組合には、租税を課さない。

(企業協同組合の組合員の所得に對する課税) 第七百七十一條 企業協同組合の組合員が企業協同組合の行なう事業に従事したことによつて受ける所得のうち、企業協同組合が組合員以外の者であつて、企業協同組合の行なう事業に従事するものに対して支払う給料、賃金、費用弁償、賞与及び退職給付並びにこれらの性質を有する給与と同一の基準によつて受けるものは、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の適用については、給与所得又は退職所得とする。

第五章 雜則

(私的独占禁止法の適用除外) 第七百七十二條 私的独占禁止法の規定は、第三十六條若しくは第四十七條第一項の認可を受けた調整規程若しくは組合調整規程又は第五十四條第一項(第五十七條において準用する場合を含む)の認可を受けた団体協約及びこれらに基づいてする行為には、適用しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき、又は組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二 次条第五項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。ただし、同条第四項の請求に應じ、主務大臣が第三十九條(第四十八條又は第五十四條第三項(第五十七條において準用する場合を含む))において準用する場合

に於ては、同条第四項の請求に應じ、主務大臣が第三十九條(第四十八條又は第五十四條第三項(第五十七條において準用する場合を含む))において準用する場合

を含む。の規定による処分をした場合を除く。

2 次条第四項の規定による請求が調整規程又は総合調整規程の定めの一部について行なわれたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占禁止法の規定は、その調整規程又は総合調整規程の定めのうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてする行為には、適用しない。

3 私的独占禁止法の規定は、組合（第八各号に掲げる組合を除く。）が第十五条に規定する事業又は第二十一条第一号若しくは第五号から第十号までに掲げる事業若しくはこれらの事業に係る同項第十二号に掲げる事業として行なう行為には、適用しない。ただし、不正の取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)
第百七十三条 主務大臣は、第十六条第一号ロ、ニ若しくはへに掲げる制限に係る調整規程若しくは総合調整規程について第三十六条若しくは第四十七条第一項の認可をしようとするとき、又はその調整規程若しくは総合調整規程に係る団体協約について第五十四条第一項（第五十七条において準用する場合を含む。）の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならぬ。

2 主務大臣は、第三十六条、第五十四条第一項（第五十七条において準用する場合を含む。）若しくは第四十七条第一項の認可をしようとするとき（前項に規定する場合を除く。）又は第五十二条若しくは第五十三条の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第三十九条（第四十八条又は第五十四条第三項（第五十七条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又

は第百三十四条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

4 公正取引委員会は、組合が第三十六条若しくは第四十七条第一項の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程の内容が第三十七条第一項各号（第五十七条において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたと認めるとき、又は組合が第五十四条第一項（第五十七条において準用する場合を含む。）の認可を受けた団体協約の内容が第五十四条第二項各号（第五十七条において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたと認めるときは、主務大臣に対し、第三十九条（第四十八条又は第五十四条第三項（第五十七条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による処分をすべきことを請求することができる。

5 公正取引委員会は、前項の規定により請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。
(排除措置)
第百七十四条 公正取引委員会は、組合（勤労事業協同組合を除く。）の組合員たる事業者でその常時使用する従業員の数が百人をこえるものが実質的に小規模の事業者でないとき、この法律の目的を達成するために、第百七十六条に規定する手続に従い、その事業者を組合から脱退させることができる。

第百七十五条 公正取引委員会は、組合の所属員であつて中小企業者以外のものが第十五条又は第二十一条に規定する事業を利用することが公共の利益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限し、又は制限するおそれがあると認めるときは、その組合員に対し、その事業の利用を禁止することができる。

第百七十六条 前二条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで（公正取引委員会の権限）、第四十五条から第六十一条

まで、第六十四条、第六十六条第二項、第六十九条、第七十条、第七十条の二（事実の報告、事件の調査、審判、審決その他事件処理の手續）、第七十五条、第七十六条（雜則）、第七十七条、第七十八条、第八十条から第八十三条まで及び第八十八条の二（訴訟）の規定を準用する。

(東京高等裁判所の管轄権)
第百七十七条 前条の規定による公正取引委員会の審決に係る訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。
2 前項に掲げる訴訟事件は、私的独占禁止法第八十七条第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の合議体を取り扱うものとす。

(不服の申出等)
第百七十八条 組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると考ふる組合員又は会員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を主務大臣に申し出ることができる。
2 主務大臣は、前項の申出があつたときは、この法律の定めるところに従い、必要な措置を採らなければならない。
3 第百二十九条、第百三十条又は第百三十一条の規定による命令に不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて主務大臣に対して不服を申し出ることができる。

4 第百三十六條の規定により第百二十九条又は第百三十条の規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理としてした行為に不服のある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。
(検査の請求)
第百七十九条 組合員又は会員は、その総数の十分の一以上（協同組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有す

る会員）の同意を得て、その組合又は中央会の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、主務大臣にその検査を請求することができる。
2 前項の請求があつたときは、主務大臣は、その組合又は中央会の業務又は会計の状況を調査しなければならない。

(決算関係書類の提出)
第百八十条 組合（信用協同組合及び第二十一条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会を除く。）及び中央会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。
(報告の徴収)
第百八十一条 主務大臣は、毎年一回を限り、組合又は中央会から、その組合員又は会員、役員、使用人、事業の分属その他組合又は中央会の一元的状況に関する報告があつて、組合又は中央会に関する行政を適正に処理するために特に必要なものを徴することができる。

第百八十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合、中央会、組合員たる資格を有する者、第五十二条第一項各号に掲げる者であつて同項の規定による申出を受けたもの又は第百三十一条の規定による命令に係る設備を設置している者に対し、その業務又は経理の状況に関し必要な報告をさせることができる。
(立入検査)
第百八十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合員たる資格を有する者又は第百三十一条の規定による命令に係る設備を設置している者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は設備、製品若しくは原材料を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度に

において、その職員に、組合又は中央会の事務所に立ち入り、業務又は経理の状況を検査させることができる。

3 第二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣の命令)
第百八十四条 主務大臣は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程に違反し、若しくは調整規程若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのに設立の日から一年以上に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(役員等の解任)
第百八十五条 主務大臣は、第百三十六条の規定により第百二十九条又は第百三十条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は監査員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員若しくは監査員たるに適用しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

(組合等に対する解散の命令)
第百八十六条 主務大臣は、組合が第七十二条に規定する要件を欠くに至つたと認めるときはその組合に対し、協同組合連合会の会員たる組合が一となつたときはその協同組合連合会に対し解散を命ずることができる。

2 主務大臣は、組合又は中央会が第百八十四条の規定による命令に違反したとき、又は組合の地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行ふのに適当でなくなつたと認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。

（弁明の機会の供与）
第百八十七条 主務大臣は、前条の規定による命令をしようとするときは、その組合又は中央会に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(保険業法の準用)
第百八十八条 保険業法第八條、第九條、第十條第二項及び第十二條の規定は、共済協同組合及び第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会に準用する。

(中小企業審議会)
第百八十九条 中小企業審議会は、関係各大臣の諮問に応じ、組合の調整事業又は総合調整事業に関する重要事項を調査審議する。

2 主務大臣は、第百二十九条、第百三十条又は第百三十一条の規定による命令をしようとするときは、中小企業審議会に諮問しなければならない。

(主務大臣及び主務省令)
第百九十条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。
一 次号及び第三号に掲げる事項を除く事項については、中小企業大臣及び資格事業を所管する大臣
二 共済協同組合及び第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会並びに信用協同組合及び第二十一条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会に関する事項については、中小企業大臣及び大蔵大臣
三 中央会に関する事項については、中小企業大臣

2 主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を地方支分部局の長又は都道府県知事に委任することができる。
3 この法律において主務省令は、第一項第一号及び第二号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に掲げる主務大臣の発する命令とし、

同項第三号に掲げる事項については、中小企業省令とする。

刑を軽減し、又は免除することができる。
第百九十六条 第百三十八条の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第六章 罰則
第百九十一条 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合は、同法による。

第百九十七条 第百二十九条、第百三十条又は第百三十一条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
第百九十八条 第百三十六条又は第四十七条第一項の認可を受けずに調整規程又は総合調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第百九十二条 第百三十六条の規定により第百二十九条又は第百三十条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員であつて、その事務に従事するものがその職務に関しわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなるときは、七年以下の懲役に処する。

第百九十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一 第七條第二項の規定に違反した者
二 第二十六條第四項(第三十五條第一項において準用する場合を含む)において準用する倉庫業法第二十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百九十三条 前条に掲げる役員又は職員にならうとする者がその担当すべき職務に関し請託を受けてわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、同条に掲げる役員又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

三 第四十条(第四十七條第二項において準用する場合を含む)、第四十一条(第四十七條第三項、第四十八條又は第五十五條第二項において準用する場合を含む)又は第五十五條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
四 第百七十九條第二項又は第百八十三條第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 前条に掲げる役員又は職員であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関しわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第百九十四条 前二條の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができるときは、その価額を追徴する。

第百九十五条 第百九十二条又は第百九十三条に規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その

九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二百三条 次の場合には、共済協同組合又は第二十一条第一項第四号の事業を行なう協同組合連合会の役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 第一百十二条の規定に違反して事業方法書、普通共済約款若しくは再共済約款、共済掛金算出方法書若しくは再共済料算出方法書又は責任準備金算出方法書に定めた事項を変更したとき。

二 第一百十四条の規定に違反して組合の事業を譲渡したとき。

三 第一百十五条の規定に違反したとき。

四 第一百十六条第五項又は第六項の規定に違反して責任準備金又は支払準備金を積み立てなかつたとき。

五 第一百二十七条の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

六 第一百八十八条において準用する保険業法第八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同法第九条、第十条第二項若しくは第十二条の規定による命令に違反したとき。

第二百四條 次の場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合又は中央会が行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。

二 第六条第一項の規定に基づき政令で定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第二十五条（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第二十一条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

五 第六十二条又は第六十六条第一項（同条

第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第六十七条第二項（第四百七十七条第三項において準用する場合を含む。）、第九十五条第四項又は第九十九条第四項の規定に違反したとき。

七 第七十五条第六項、第八十条、第四百九十九条第二項若しくは第五百九十九条第四項において準用する商法第二百四十四條、第九十六条若しくは第二百二十八条において準用する商法第二百六十條ノ三、第二百二十八条において準用する商法第四百九十九条又は第六百六十四條の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八 第八十条（第五百五十一条において準用する場合を含む。）、第八十五条（第五百五十七条において準用する場合を含む。）、第二百二十条第二項又は第六十二条第二項の規定に違反したとき。

九 第八十四条第六項（第五百五十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十 第八十九条第一項（第二百二十八条、第五百七条又は第六百六十七条において準用する場合を含む。）、第二百二十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十一 第九十二条又は第九十三条（以上の各規定を第二百二十八条、第五百五十七条又は第六百六十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えておかず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十二 第九十四条（第二百二十八条において準用する場合を含む。）、第九十六条において準用する商法第二百七十四条第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十三 第九十六条において準用する商法第二百七十四条第二項又は第二百二十八条において準用する商法第四百九十九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十四 第一百条又は第五百九十九条第一項の規定に違反したとき。

十五 第一百零二条第二項（第一百零三条第四項又は第一百零二条第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十八条において準用する商法第四百九十九条第一項又は第六百六十七条において準用する民法第七十九条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十六 第一百零二条若しくは第一百零一条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第一百零三条第四項若しくは第二百二十一条第二項において準用する第一百零二条若しくは第一百零一条第二項の規定に違反して組合の事業の全部の譲渡若しくは合併をしたとき。

十七 第一百零六条第一項から第四項まで又は第一百七十七条の規定に違反したとき。

反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十八 第一百零九条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は買権の目的としてこれを受けたとき。

十九 第二百二十八条において準用する商法第三百一一条又は第六百六十五条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

二十 第二百二十八条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたと

き。

二十一 第二百二十八条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十二 第八十条の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十三 第八十一条又は第八十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二百五条 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第七條第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

第二百六条 第三百九十九条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第二百七条 第七十六条において私的独占禁止法第四十条及び第四十六条の規定を準用する場合の違反については、同法第九十四条及び第九十四条の二の規定を準用する。

附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。
(中小企業協同組合法等の廃止)

2 次に掲げる法律は、廃止する。
一 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）

二 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十三年法律第六十二号）

三 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第八十五号）

四 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百一十一号）

(関係法律の整理等)

3 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な事項及び関係法律の整理に関し

ては、別に法律で定める。

本条施行に要する経費
本条施行に要する経費としては、平年度約一千万円の見込みである。

昭和四十二年六月七日印刷

昭和四十二年六月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局